

ASEAN+3 の経済統合の中の日本と中国⁽¹⁾

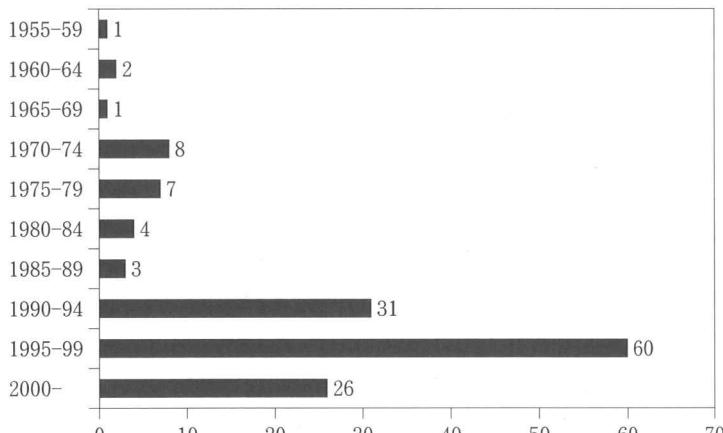
宋 立 水

1995年1月のWTO発足後、多国間交渉による貿易自由化の更なる一步前進は、なかなか難航しているように見える。ところが、地域経済連携または統合という動きはFTAの形で見られるよう活発になっている。2002年6月まで、「関税と貿易に関する一般協定」(GATT)と「世界貿易機構」(WTO)に報告され、発効したFTAは計143件に達し、その全体の約82%の117件は1990年代(さらに60件が1995~99年の間)に提携されたものであり、2000年1月~2002年6月までの2年半の間で、すでに26件もある。こ

のように1990年代以後のFTAの活発さはとても目立った。その内、大きな影響力のあるFTAの登場として、北米自由貿易協定(NAFTA, 1994年発効)、東南アジア諸国連合自由貿易地域(AFTA, 1992年発効)、中欧自由貿易協定(CEFTA, 1993年発効)、南米南部共同市場(MERCOSUR, 1995年発効)が上げられる。また、FTAの最初の報告例として1958年のローマ条約の発効に伴い誕生した欧州経済共同体(EEC)は1993年には欧州連合(EU)として、経済だけではなく、政治、外交も統合に向かって

図1 FTA発効件数の推移

Incident of Free Trade Associations
1955~2002/06



出所:「ジェトロ貿易投資白書」(2002年版)

(1) 本稿は2003年10月16-18日にイリノイ大学アジア太平洋研究センターが主催した国際シンポジ

ウムでの発表に基づき2004年9月に加筆したものである。

いくこととなった。20世紀の末までに経済大国の中では日本⁽²⁾、中国、韓国⁽³⁾のみが地域経済統合の大きな潮流に乗り遅れていた。

2000 年 11 月、ASEAN+3 首脳会議は東アジア自由貿易圏の創設を目指し、作業部会を設けることについて合意に達した。ASEAN 10 の加盟国と日本、中国、韓国を枠組みとする東アジアを一つの市場とする地域連携または地域統合を作る動きが遅ればせながらも始動した。

ASEAN+3 という自由貿易地域の統合を達成すれば、人口が 20 億以上 (NAFTA は 4 億 1 千万、EU は 3 億 7 千万) で世界最大の市場、GDP 規模が 7 兆 4 千億ドル (NAFTA は 11 兆 1 千億ドル、EU は 7 兆 8 千億ドル) で世界で三番目に大きい市場を形成できる。

本論は四つの章からなる。第一章は「AFTA から ASEAN+3 自由貿易地域へ」である。ここでは ASEAN+3 経済統合の背景について分析する。第二章では、ASEAN+3 地域統合について日本の通商戦略構想とその課題を分析する。第三章では中国のことについて分析する。最後に、上記諸分析を元に、ASEAN+3 地域統合の課題とその展望について検討することにする。

I. AFTA から ASEAN+3 自由貿易地域へ

1. ASEAN から AFTA への経緯

ASEAN は 1967 年に、インドネシア、マレー

-
- (2) 2002 年 1 月、日本が最初の FTA をシンガポールと調印し、同 11 月に発効した。そして、2004 年 9 月にはついにメキシコと調印した。
 - (3) 韓国が最初に FTA 交渉をした相手はチリであった。FTA 交渉経験の豊富なチリから学ぶ狙いも大きかった。しかしながら、交渉が農業問題等を巡って難航した。現在、アジアに目を向けて FTA 戦略を構築しているところである。

シア、シンガポール、タイ、フィリピンの 5 カ国で発足した。ASEAN 設立宣言に目的は「経済社会協力」であると明記されていたが、東西冷戦構造下、実質的には「反共」という政治的な色彩の強い地域の政治的協議機構となった。加盟 5 カ国はお互いに領土上の問題での対立や民族問題などを抱えていたことから、近隣諸国との対立関係を緩和し相互信頼関係を形成することは、限られた資源を経済開発に集中するという国益に合致するとの認識もあった。1980 年代以後、ASEAN は世界冷戦構造が崩壊しつつある過程において、次第に地域経済協力機構へと変身してきた。その過程で 1984 年にブルネイ、1995 年にベトナム、1997 年にミャンマー、ラオス、1999 年にカンボジアが加盟したことにより、10 カ国体制 (ASEAN 10) となった。

地域経済協力機構としての ASEAN は国際条約に基づくのではなく、外相の署名した共同宣言（バンコク宣言）に基づいて設立されており、最高決議機関は定例外相会議であり、決議が拘束力を持たないような緩やかな地域協力機構である。首脳会議、経済閣僚会議の開催、中央事務局の設置など組織機構は整備、拡充されていたが、その緩やかな協力機構という基本的な性格は変わっていない。

ASEAN 域内の経済協力は 1970 年代から開始していた。1976 年にパリ首脳会議において「ASEAN 協調に関する宣言」が採択された。以来、ASEAN 域内経済協力は、宣言の精神に沿って、①域内貿易自由化と②域内産業協力との二本のレールで進んでいた。

域内貿易自由化を推進するため、1977 年に「ASEAN 特恵貿易取り決め協定 (ASEAN Preferential Trading Arrangements: PTA)」を採択した。一方、域内産業協力の措置として

「ASEAN 産業プロジェクト (ASEAN Industrial Project: AIP)」が 1977 年に開始された。ところが、PTA で承認された品目のうち特恵関税が適用された品目はたったの 2.6% に過ぎないため、域内貿易拡大効果は殆ど現れなかった。AIP については、当時加盟 5 カ国ごとに、1 件ずつで計 5 件の製造業プロジェクトが計画されたが、2 件しか実現しなかった。1981 年に ASEAN 主導で自動車部品の域内の水平分業を推移するための「ASEAN 産業補完プロジェクト (ASEAN Industrial Complementation Project: AIC)」がスタートした。ところが、提案された 30 案件のうち承認されたのは 2 件だけで、それも成功しなかった⁽⁴⁾。1983 年に民間主導で工業部門の協力を推進する「ASEAN 合弁事業計画 (ASEAN Industrial Joint Venture: AIJV)」が立案された。1988 年に「ASEAN 同ブランド自動車部品相互補完計画 (ASEAN Brandto Brand Complementation: BBC)」が実施された。AIC の失敗を受け、同じ目的で日本自動車メーカー三菱自動車が提唱したことから生まれたこの BBC スキームは、同じ外資系自動車メーカーが域内生産拠点間の自動車部品の相互供給に当たって恩恵を与える内容だった。BBC は外資導入に一定の成果を上げたと評価されているが、対象が自動車部品にのみ限られていたことから経済全体への影響力は大きくなかった⁽⁵⁾。

1990 年代に入ってから、ASEAN を取り巻く国際環境は大きく変化した。第一は、東西冷戦構造の崩壊と中国の改革開放の加速、それに伴う中

(4) 石川幸一「ASEAN の経済発展」、新東アジア経済論、2001 年。

(5) 末広昭・山影進「アジア政治経済論——アジアの中の日本をめざして」、NTT 出版、2001 年及び青木健「AFTA (ASEAN 自由貿易地域) — ASEAN 経済統合の実状と展望」、JETRO、2001 年。

国経済の持続成長である。制度的リスクの低下に伴い、外国資本が低廉で豊富な労働力資源と潜在的市場のある中国に流入するようになった。第二は、欧州の市場統合拡大と米国を中心とした北米自由貿易圏の形成に向けた動きなどから見られるような世界的な域内経済協力・経済統合の動きの活発化である。第三は、世界経済の市場制度への統合と新興経済の台頭による経済競争の激化及び域内経済融合といった背景において、経済のグローバル化が加速されたことである。

1980 年代中頃まで、ASEAN は、地域統合関係の ASEAN 地域より広い範囲への拡大に対しては寧ろ消極的であった。ところが、上述した国際環境変化に対応して、ASEAN は機能・組織を深化、拡大し、国際社会における存在感と発言力を高め、域内の連帯を強化し、結束力を固めていく必要があるという認識が強まった。その具体的行動として、1992 年にシンガポールで開催された首脳会議で ASEAN 自由貿易地域 (ASEAN Free Trade Area: AFTA) を創設することが決定された。

AFTA は共通実効特恵関税 (Common Effective Preferential Tariff: CEPT) 協定⁽⁶⁾に基づ

(6) AFTA では、ASEAN で生産された工業製品、農産品のほぼすべてが関税引き下げ対象となっている。しかし、実行に当たっては段階的に行う。まず関税引き下げ適用品目 (Inclusion List: IL) を決める。次にこれらの品目に対して低率の共通特恵関税率を設定し、これを一定期間内に 0~5% へと引き下げていくこととする。各国が当面、保護しておきたい品目は一時除外品目 (Temporary Exclusion List: TEL) として関税引き下げを猶予された。ただし、これらの品目は遅くとも 2000 年までに CEPT 対象品目に編入することになっている。なお、当初の計画では非加工農産品は関税引き下げ対象に指定されなかつたが、ウルグアイ・ラウンドの最終合意を背景として、1996 年に引き下げ対象とされた。コメなどの特定農産品は 2010 年までの引き下げ期限猶予を与えられた。

なお、ASEAN で生産される製品とは ASEAN 域内の 1 カ国ないし複数の国で付加価値の 40% 以上が生産された製品をいう。

き、ASEAN 域内の関税・非関税障壁を撤廃することにより自由貿易地域を形成することを目指している。CEPT スキームは 1993 年に ASEAN 6⁽⁷⁾ でスタートした。当初 ASEAN 6 が域内関税を 5 % 以下に引き下げる期限は 2008 年とされていたが、地域統合が加速化した背景の下で徐々に前倒しされると共に、モノからサービスへの自由化範囲が拡大されていった⁽⁸⁾。AFTA の限定的な前倒しとして、1996 年 11 月から「ASEAN 産業協力（ASEAN Industrial Cooperation: AICO）」⁽⁹⁾ が実施され、1998 年 10 月に「ASEAN 投資地域（ASEAN Investment Area: AIA）」⁽¹⁰⁾ が合意され導入された。これによって AFTA プラスと呼ばれる包括的な域内経済協力枠組みが構築された。

ASEAN の東南アジア全地域への拡大は 1990 年代に起きた重要な変化のもう一つの側面だった。1995 年 7 月にベトナムが正式に加盟を承認された。その後、1997 年 7 月にラオスとミャンマー、1999 年 4 月にカンボジアが相次ぎ加盟を果たした。ASEAN 6 体制から ASEAN 10 体制への変化は ASEAN 拡大を果たしたと同時に、新たな

課題をもたらした。それは ASEAN 6 と新規加盟の 4 カ国の経済格差と政治体制の違いである。新規加盟 4 カ国も AFTA への参加は義務づけられ、ASEAN 6 の 2010 年より遅いものの、原則として 2015 年までに CEPT 適用品目の域内関税を完全撤廃することが目標とされている⁽¹¹⁾。

1997 年 7 月に、タイに端を発した通貨危機が 8 月に入ってから ASEAN 諸国に広がっていくこととなった。アジア通貨危機の影響で、ASEAN 諸国が経済と金融危機局面に陥った。経済と金融危機の克服に精一杯であった ASEAN に対して、AFTA 形成が遅れているのではないかという悲観的な見方が強まる中で、1998 年 12 月に、ハノイで開催された ASEAN 首脳会議では、「大胆な措置に関する宣言」（いわゆる「ハノイ宣言」）が発表された。その内容は①ASEAN 6 の関税引き下げ期限を 1 年前倒しして 2002 年とする⁽¹²⁾、② AICO 認可要件の一つである現地資本比率 30% 以上との条件を 2000 年末までに撤廃する、③ ASEAN 投資地域（AIA）を 2010 年までに完成する等である⁽¹³⁾。

(7) ASEAN 6 は設立時に加盟したシンガポール、マレーシア、インドネシア、タイ、フィリピンと 1984 年に加盟したブルネイの 6 カ国である。

(8) 1996 年から ASEAN は観光、通信、航空運輸、会場運輸、ビジネス、金融、建設等サービス 7 分野における自由化交渉を始めている。

(9) AICO は ASEAN 域内に立地する現地資本比率 30% 以上の企業が、原材料、部品及び完成品（一時產品を除く）を他の ASEAN 諸国から輸入する際に、0~5% の特惠関税が適用されるというスキームであり、関税率や認可条件の違いとともに対象範囲を自動車に限定していないことは、BBC との大きな違いである。また、恩典適用の申請・許可の裁量権が ASEAN 各国に委ねられている点で、各国に裁量権はなく自動的に適用される FATA とも違がある。

(10) AIA は ASEAN 域外の投資家にも、ASEAN 加盟国と同様に域内投資を開放するのが特徴である。

(11) 新規加盟 4 カ国の関税引き下げスケジュールは対象品目数の最大化という努力目標であり拘束力が弱い。2015 年までの関税撤廃についても適用品目中、関税引き下げによる影響が大きい品目について撤廃時期を 2018 年に据え置くことも承認されている。（青木、2001 年）

(12) 2003 年 1 月時点での AFTA の実施状況は、ASEAN 6 カ国について、ほぼ 100% の CEPT 対象品目が関税率 5% 以下になっており、概ね着実に実施されている。ただし、AFTA の活用に関しては、原産地証明（フォーム D）取得に時間がかかる等の手続き上の課題が指摘されている。ASEAN は関税の削減・撤廃に加え、手続きの迅速性、透明性、共通性を確保する等の改善に取り組むことが不可欠である。

(13) 今年の 6 月に ASEAN 外相会議がモノ、サービスの自由化に加えてヒトやカネまで域内移動を完全に自由化する ASEAN 経済共同体（AEU）の形成で合意し、EU のアジア版構想が正式に打ち出された。

ASEAN が経済危機の克服の最中に域内自由化をさらに推進することを選択したのは、競争の激しいグローバル経済の中で ASEAN がこれ以上に自由化したビジネス環境を提示しなければ域内への投資は更に激減してしまい、さらに域内経済発展にとって不可欠となる域内への投資が激減すれば、域内経済への打撃は一段と大きくなるという認識と危機感があったからと言えよう。

2. AFTA から ASEAN+3 への経緯

ASEAN+3 の会合は、1994 年 7 月に ASEAN 加盟国の外相が日中韓の外相を交えて非公式昼食会を開催し、東アジア経済協議体⁽¹⁴⁾について話しあったのが最初とされている。1995 年 11 月には ASEAN+3 の非公式閣僚会議が開催され、12 月の ASEAN 首脳会議では 1996 年以降首脳会議開催年（3 年に 1 回）の合間の年に開催される非公式首脳会議に非加盟国の日中韓を参加させることがシンガポールから提案された。この提案は合意に達し決定された。

1997 年夏に始まった一連のアジア通貨・金融危機を契機に、地域協力の必要性が強く認識された。1997 年 12 月にマレーシアのクアラルンプールにおいて開催された ASEAN 首脳会議の際に、ASEAN 側が日本、中国、韓国の首脳を招待し、第 1 回 ASEAN+3 首脳会議が開催された。そしてそれ以後毎年開催されることとなった。この第 1 回会合では、通貨問題を中心とする地域の課題と将来のあり方について議論が行われた。

(14) EAEG（東アジア経済グループ）は 1989 年 12 月にマレーシアの東アジア貿易ブロック構想が原型となった。1991 年 1 月にマレーシアが東アジア貿易ブロック構想を東アジア経済グループ（EAEG）に改称。同 3 月にマハティール首相が EAEG を地域機構として設立することを正式に提案。米国の強い反対を受け、日本の支持も得られなかった。

1998 年 12 月、ハノイにおける第 2 回 ASEAN+3 首脳会議では、韓国からの提案に基づき、有識者で構成される EAVG（East Asia Vision Group：東アジア・ビジョン・グループ）設立に関する合意がなされた。

1999 年 11 月、マニラにおける ASEAN+3 首脳会議において、初めて「東アジアにおける協力に関する共同声明」を採択し、経済・社会・政治等の分野の協力に係る共同作業を実施していくことで合意がなされた。この声明に基づき、東アジアにおける協力を推進するための会合として、「日中韓 ASEAN 外務大臣会合」、「日中韓 ASEAN 財務大臣会合」、「日中韓 ASEAN 経済大臣会合」の 3 つの会合が設置され、2000 年 5 月から 7 月にかけて、それぞれ第 1 回会合が開催された⁽¹⁵⁾。

2000 年 11 月にシンガポールで開催された ASEAN+3 首脳会議で、これまでの「ASEAN+3 首脳会議」という形態から、同地域の更なる一体化を目指した協力体としての「東アジア・サミット」への移行を検討するために、金大中韓国大統領より提案のあった EASG（East Asia Study Group 東アジア・スタディ・グループ）の設置が合意された。合わせて、同グループによる「東アジアにおける自由貿易地域、自由投資地域」の形成の検討をすることになった。

2001 年 11 月ブルネイで開催された ASEAN+3 首脳会議に、EAVG（東アジア・ビジョン・グループ）が東アジア自由貿易圏の形成を含め、東アジア協力を進めるための様々な提案を盛り込んだ報告書を提出した。EAVG の報告書は首脳により歓迎された。報告書の提言については、各国

(15) 幅広く東アジアの通貨・金融問題を議論するため、ASEAN+3 財務大臣会議がすでに 1999 年 4 月から開催されることとなっていた。

政府関係者からなる「東アジア・スタディ・グループ」において、2002 年秋の首脳会議への報告に向けて検討することとなった。

首脳会議は将来的に ASEAN+3 首脳会議を「東アジア・サミット」として開催すること、および「東アジア自由貿易投資地域の形成」へ向けた研究の実施について、政府関係による EASG (East Asia Study Group 東アジア・スタディ・グループ) が設置され、東アジア自由貿易圏の可能性も含め東アジア協力のあり方について検討を実施することを合意した。

その結果について EASG 報告書が 2002 年 11 月カンボジアで開催された ASEAN+3 首脳会議に提出された。EASG 報告書に関連し、多くの首脳が「東アジア自由貿易地域」を形成する意義を強調した。2002 年の首脳会議の合意に従い、東アジア FTA の実現に向けて ASEAN+3 経済大臣会合等において、具体的な検討作業を行う予定であり、検討の結果が今年（2003 年）10 月の ASEAN+3 首脳会議に報告されることとなっている。

ASEAN+3 自由貿易圏構想の実現に向けて模索を進めている中、具体的な行動が着実に実施され、その成果はすでに現れている。2000 年 5 月に、ASEAN に日本、中国、韓国が加わった「ASEAN+3」は「通貨スワップ協定」に、タイ・チェンマイで開いた ASEAN+3 財務相会議で合意した。13 カ国の外貨準備を合計すると約 6000 億ドルになる。この協定は通貨安定への協力に加え、地

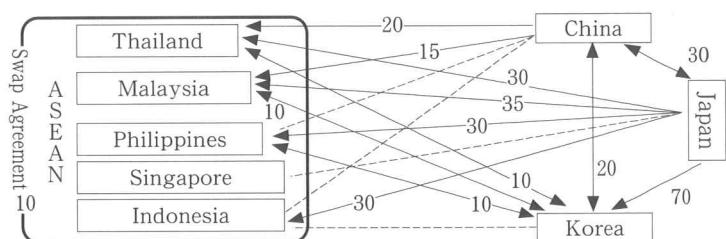
域通貨危機の再発防止に重要な意味を持ち、東アジアの主要国による地域協力の新たな動きとして注目された。

2003 年 8 月 8 日に、マニラで開かれた ASEAN+3 財務相会議では、「アジア債権構想」について特別議長声明を出し市場育成への意欲を示した。アジア債権構想では、現在は欧米市場で運用されることの多いアジアの豊富な貯蓄を、域内で活用することを目指している。欧米からのドル建て資金調達に依存していた域内企業や金融機関が、現地通貨暴落に伴う外貨返済負担増加に苦しんだアジア通貨危機の際のような事態を避ける狙いである。域内の資金を現地通貨建て債券への長期投資に振り向けることで、運用・調達双方の為替リスクを軽減するとともに、アジアへの資金流出の安定化を図る。

「ASEAN+3 スワップ協定」及び「アジア債権構想」の枠組みは通貨危機の際の流動性供給及び域内通貨安定供給を内容とするが、将来的にはこのような二国間協定が多面的な協定に発展し、AMF⁽¹⁶⁾ のように参加国共通の基金に発展していく

図 2 東アジアスワップ協定の取決めの現状

The Progress of East Asia Swap Agreement



Explanation: 1. The amount of money is 100 million dollars.

2. A solid line is conclusion ending.

3. A dotted line is under negotiation.

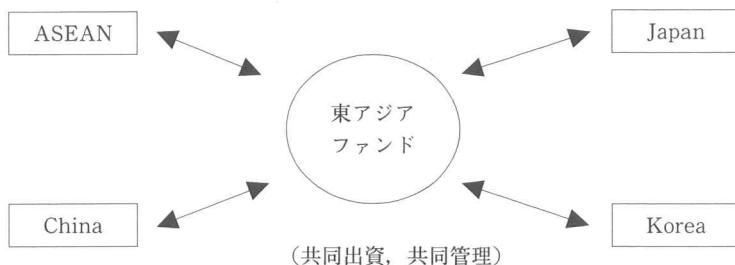
出所：「日本経済新聞」(2003.8.25)

(16) 1997 年 9 月に東アジア通貨危機が発生した直後、日本はアジア通貨基金（AMF）構想を提案し、東アジア独自の金融・通貨安定の枠組み構築

を主導しようとしたが、構想から排除されたアメリカの強い反対によって、この構想は実現できなかった。

ASEAN+3 の経済統合の中の日本と中国

図3 東アジアの二国間通貨協力関係から地域共同基金へ



く基盤となると期待されるだろう。

上述した通りに、ASEAN+3と称される協力の枠組みが通貨危機前の1994年から模索されたが、アジア通貨危機の発生は、域内経済の安定化と協力関係の強化を目指す動きとしてのASEAN+3の制度化を加速させた。首脳会議の公式化、定例化、関係閣僚会議の公式化、定例化などがASEAN+3の制度化された重要な内容である。ASEAN+3の制度化の進展に伴い、通貨・金融、実体経済両面において経済協力関係が進められている。

3. AFTA から ASEAN+3への背景

(1) AFTA の経済的効果の限定性を超えるアプローチ

ASEAN自由貿易協定(AFTA)の狙いは、言うまでもなく、他のFTAと同じような自由貿

易関係の構築によって域内経済効果を創出することにある。

FTAの経済効果については、図4に示されている通り、静態的効果と動態的効果と二つに大別される。静態的効果は、つまり域内関税の引き下げなどが加盟国間の貿易を直接促進する効果である。この静態的効果は貿易創造効果と貿易転換効果に大きく分けられる。貿易創造効果は、加盟国間の貿易障壁の撤廃による貿易拡大効果を指し、貿易転換効果はFTA域外からの輸入品の一部が加盟国からの輸入品に置き換わる転換効果を指す。

他方、動態的効果は、生産性を高める効果と資本を蓄積させる効果に二分できる。生産性を高める効果には①域内貿易増で国内市場が拡大する市場拡大効果、②輸入・投資受入れ増で国内市場が活性化する競争促進効果、③加盟国から優れた経

図4 FTAの経済効果について

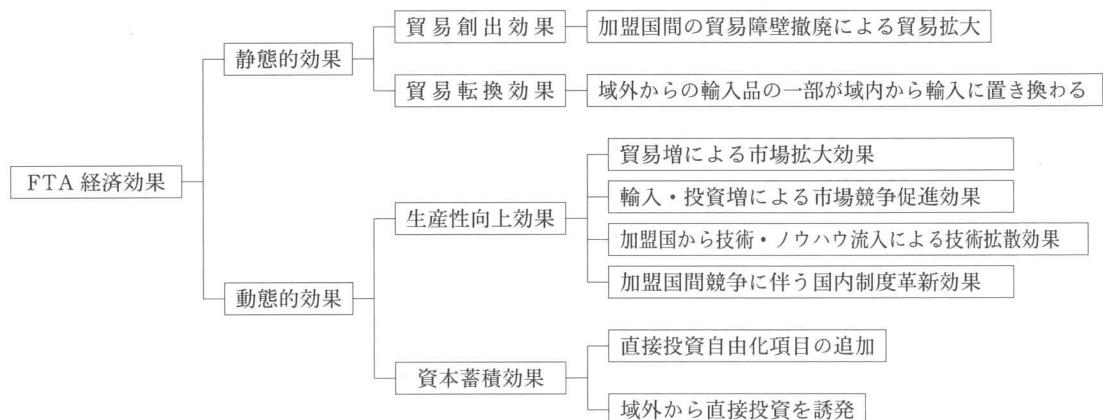
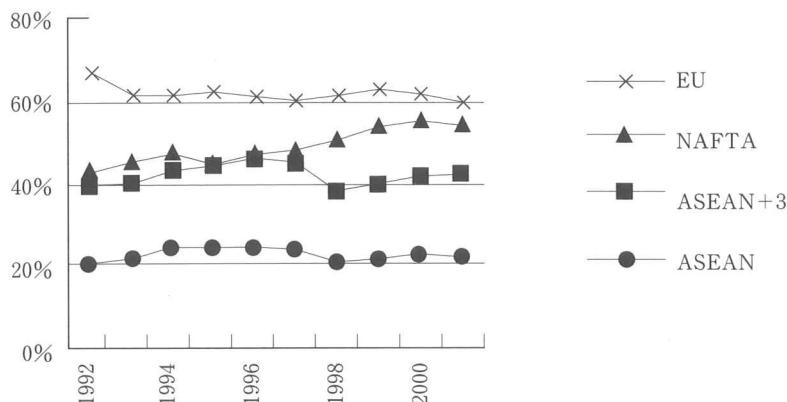


図 5 ASEAN, ASEAN+3 と NAFTA と EU の域内貿易



営手法や技術が流入する技術拡散効果、④FTA 締結交渉時からの加盟国間の競争で国内規制や制度が見直される国内制度革新効果の四つが挙げられる。資本蓄積を促す効果については、最近の FTA は域内への直接投資を促す投資自由化項目に取り組むことが多くなる。更に生産性上昇で FTA 加盟国の魅力が増せば、域外からの直接投資が促進される効果がある。

この FTA の経済効果の視点から検討すれば、残念ながら、1992 年 1 月に ASEAN 自由貿易地域（AFTA）設立が合意されて以来、静態的経済効果と動態的経済効果は期待されるほど高くなかったと言わざるを得ない。ASEAN 域内貿易比率（輸出）を見れば分かるが、1992 年の ASEAN⁽¹⁷⁾ の域内貿易（輸出）比率に比べれば、アジア通貨危機が発生する前に 20% 位から 23% まで上がったが、1998 年から再び 20% ほどに低下した。もしシンガポールを除き、ASEAN 4 だけを検討すれば、域内貿易比率（輸出）は 1992 年の 5% 未満から 1998 年の 6% 程度になり、目立った増加は見られなかった。この状況は NAFTA と対照的であった。1991 年 NAFTA 交渉開始時

の NAFTA の域内貿易比率（輸出）は 42.2% で、NAFTA が発効した 1994 年には、同比率は 48.0% に上昇、1998 年に更に 51.7% に達した。2001 年の AFTA 10 の域内貿易比率では 22.2% であるが、NAFTA のそれは 54.8% であった⁽¹⁸⁾。AFTA に比べて NAFTA の経済効果が高いことは明らかである。ちなみに、EU の域内貿易比率は最も高く 60% 以上を保っている。

上述した状況から AFTA の特徴は、次の四点にまとめられる。第一に、ASEAN の貿易は、対外依存度が高い（1998 年に輸出が 62%，輸入が 47% と著しく高い）。第二に、実際には ASEAN 工業製品輸出の最終仕向け地は米国を中心に先進国が大きな比重を占めている。第三に、ASEAN の工業製品の生産と輸出の多くは日系企業を中心とする外国企業によるものである。そして第四に、AFTA 加盟国の生産技術水準が共に高くはなく、産業構造が似ているので経済関係が相互補完的というよりは競合的な特徴が大きい。これらの特徴、特に域内産業構造が似ている特徴を持つことから、ASEAN のみの自由貿易圏を形成しても、その経済的効果は限定的とならざるを得ない。

(17) ASEAN 4 + シンガポール。

(18) 平成 12 年版「通商白書 2000」、平成 14 年版「ジェトロ貿易投資白書」。

AFTA 加盟国にとっては、FTA の経済効果を高めるには、結局、AFTA を ASEAN+3 全域の統合に広げていく方向へ移行しなければいけない。ASEAN+3 全域の統合に拡大して行くと、域内貿易比率は 40%台にまで上げる。更に ASEAN+3 全域の統合が実現すれば、EU と NAFTA と匹敵できる市場となり、域内産業構造の補完関係と競合関係のバランスも大きく改善される。ASEAN+3 の自由貿易圏形成のインパクトは現在の AFTA より断然に違ってくる。

(2) 東アジア通貨危機の影響

1997 年 7 月に東アジア通貨危機が発生した。その後、APEC において金融・通貨安定のための方策について議論は行われたが、具体的な政策措置を打ち出せなかった。結局、通貨危機への対応は APEC と異なった枠組みのもとで進められた。第一に IMF の支援、第二に日本を中心とした二国間援助、第三に ASEAN+3 を中心とした東アジアの地域協力であった。IMF の支援については、支援のやり方及びその実効性について疑問が広く生じた。他方、日本は 1997 年 9 月にアジア通貨基金（AMF）構想を提案し、東アジア独自の金融・通貨安定の枠組み構築を主導しようとしたが、アメリカの反対で構想は流れた。この背景の下で、ASEAN+3 という東アジアの新しい地域協力の枠組みが次第に加速的に制度化された。この枠組みは ASEAN+3 スワップ協定の例の通り、通貨・金融及び実体経済の両面において機能するようになった。この流れの中で ASEAN+3 の枠組みの形成が自然に加速された。

(3) NAFTAへの対応

1990 年代以後、世界の FTA の動きは非常に活発になってきた。この動きの中で特に 1994 年に

発足した NAFTA の ASEAN に対するショックは大きいと言える。NAFTA 発足後、NAFTA 域内貿易が活発になり、域内貿易（輸出）率が急増した。前述したように ASEAN の域内貿易率は小さく、輸出の対外依存度が高い。特にアメリカ市場に対する輸出依存度が高い。NAFTA の発足に伴う貿易転換効果の拡大は、言うまでもなく米国市場に輸出依存度の高い ASEAN にとってはマイナスの影響を与えることを暗示している。それに対応するために、新たな市場を開拓し AFTA を ASEAN+3 に広げていくことが必要とされた。

(4) 日、中、韓の通商戦略のマッチ

日、中、韓 3 カ国が政治的・経済的な理由で ASEAN を重視する戦略が、1990 年代 ASEAN の結束力の強化とその加盟国の拡大に伴い、ますます鮮明になってきた。1990 年代以降の世界範囲の FTA の流れに対応し、通貨危機の再発を防ぐために、アジアの経済連携と協力が不可欠であるというコンセンサスも東アジア地域に次第に形成された。日、中、韓 3 カ国のそれぞれの認識が ASEAN 諸国との AFTA を ASEAN+3 へと拡大させていく思惑とマッチした。このことは、ASEAN+3 枠組みの形成にとって、実に不可欠な要素となったのである。

4. ASEAN が主導する ASEAN+3

ASEAN は 1967 年に 4 カ国の ASEAN 4 から出発し、1997 年に ASEAN 全地域 10 カ国の ASEAN 10 まで成長した。さらに地域貿易自由化を目指して 1992 年に AFTA を結成した後、更に ASEAN+3 へと進めてきた。ASEAN+3 地域経済協力関係の枠組みの形成、すなわち ASEAN+3 の地域経済統合の過程を見れば、

ASEAN が主導的な役割を果たしたと言えるだろう。ASEAN+3 の組織的な土台は AFTA である以上、今後の ASEAN+3 地域経済の統合過程において、日、中、韓のそれぞれの役割が増していくにもかかわらず、ASEAN が依然最も重要な推進役を果たし続けていくに違いないと言えよう。

II. ASEAN+3 地域統合の背後における日本の通商戦略

1. 日本の新しい通商戦略の枠組み

戦後の世界貿易は GATT・WTO を中心とする多角的な貿易秩序の下で拡大を遂げてきたが、日本はその恩恵をもっとも享受してきた。これらの恩恵を受けた貿易体制のもとで、日本の貿易立国の国家的発展戦略はスムーズに進められていった。このため、日本は 1955 年 GATT に加盟して以来、GATT（1995 年以降は WTO）の多角的貿易体制下での通商政策を重視し、二国間や地域間の FTA は締結してこなかった⁽¹⁹⁾。1990 年代以来世界的に FTA の動きが活発化していたが、日本はそれほど関心を示さなかったと言うよりは、むしろ FTA の動きは GATT・WTO の多角的な貿易体制を阻害する恐れがあるとして、牽制する態度を取ったと言えよう。しかし、1990 年代末になって WTO での多角的な貿易交渉に加え FTA により特定の国・地域との連携強化を目指す多層的な通商戦略を打ち出し、従来の基本方針を転換した。1999 年の「通商白書」において、「多角的（マルチ）方針は堅持しつつも、近隣諸国との地域統合や二国間協定を利用してアジア域内の地域統合・連携を強める必要性がある」とこと

をはじめて表明した。2000 年以降の通商白書を見ても、日本の「WTO プラス FTA」の多層的な通商戦略構想が次第に明確にされたことが判った。1999 年以降の「通商白書」の展開に従い、日本の多層的通商戦略の枠組みは四つの部分によって構成されるようになったと考えられる。第一部分は、従来の WTO の制度下での自由貿易交渉の枠組み。第二部分は、WTO での自由貿易交渉を補完する意味での地域経済統合の枠組み。第三部分は、WTO を補完する域内経済統合に貢献する二国間提携・協力の枠組み。第四部分は WTO を補完する域外経済統合に寄与する二国間提携・協力の枠組みである。その具体的な動きとしては、枠組みの第二部分の内容として、アメリカとの政治連携を重視する外交的な立場から、APEC の枠組み中の経済協力関係を構築することである。ところが、2002 年以降、ASEAN 地域及び ASEAN+3 の枠組み中の経済協力関係を重視するようになったと思う。他方、シンガポールとの FTA 締結は枠組みの第三部分の内容として見られる。1999 年 12 月シンガポールの呼びかけに応じて日本はシンガポールとの FTA 交渉を開始した。数回にわたる事務レベルの会合、計 4 回の本交渉を経て 2002 年 1 月にシンガポールとの FTA に調印した。なお、現在進行中の韓国、タイ、フィリピン、マレーシア、インドネシア、台湾との検討・交渉は同じ枠組みの中のものである。枠組みの第四部分の内容となる動きとしては、メキシコ、チリ、オーストラリアとの交渉開始、交渉研究の例を取り上げることができる⁽²⁰⁾。

(19) 地域的な連携については、アジア太平洋経済協力会議（APEC）のような比較的緩やかな形のものにとどめてきた。

(20) 2004 年 9 月 17 日にメキシコとの「EPA」協定の調印はメキシコで行われた。両国の議会の承認を得れば来年の 4 月から協定発効になる。

2. 日本の通商戦略転換の要因

日本が従来の GATT・WTO を重視する通商戦略の基本方針から WTO プラス FTA の多層的な通商戦略の基本方針へと転換する要因については、主に次の四つを取り上げたい。第一は、1990 年代以降多くの国々が FTA を締結し、経済関係を強化している状況に置かれて、日本だけが何もしなければ、経済的な損失をこうむるという産業界からの苦情と進言がしばしばあったこと。トルコの事例とメキシコの事例はその代表的なものである。まずトルコは EU との関税同盟に基づき、1996 年に EU との関税を撤廃した。自動車の例を見れば、日本からの自動車輸入関税が年々少しずつ減少しているが、例えば 1500 cc 以下の自動車の場合、2000 年に 21% の輸入関税がかかっている。従って EU からの輸入車のゼロ関税と比べると、日本からの自動車輸入は 21% の関税がかかるので、EU の輸入車より日本車が 21% の関税コスト増となる。その影響で EU からの完成車の輸入が急増した。1995 年のシェアは EU 車が 12% であったが、1999 年には 46% まで上がった⁽²¹⁾。EU が今後更に拡大することとなり、欧州で広域のゼロ関税のネットワークが形成され、欧州メーカーに対して日本企業の競争環境は極めて厳しい事態が生じると予想される。なお、メキシコの事例でも同じ状況を表している。メキシコにおける日本商工会議所の調査によれば、「日墨 FTA がないことによるデメリットがすでに生じている」現地日本企業が 80% もある。メキシコでは FTA を締結していない国に適用される関税が、1999 年 1 月より 3% 引き上げられた。NAFTA 発行後、メキシコの全輸入に占める日本のシェアは急激に

落ち込み、1994 年の 6.1% から 2000 年の 3.6% まで大幅に低下した。経済産業省の推計によれば、日墨 FTA がないことで⁽²²⁾、年間約 4000 億円の輸出利益が失われていると推計される。これによって国内生産額の減少は約 6000 億円、雇用喪失は約 3 万人にも昇ると試算される⁽²³⁾。さらに政府調達や生活と生産関連のインフラプロジェクトへの参入が、日本とメキシコとの FTA がないことによって不利な状況に陥った。2003 年 5 月にメキシコのフォックス大統領は政府調達の国際入札を「自国企業及び同国と FTA を結んでいる米、EU などに限る」と発表した。このため国営石油公社の一部の入札から日本企業は排除された⁽²⁴⁾。実際には、例え日本企業が入札に参入することができても、プロジェクトの大部分はワンオフで扱われる所以、日本からの資材調達が非常に大きい部分となり、FTA を締結している欧米企業⁽²⁵⁾との競争上、関税差は非常に大きくなるわけであろう。この状況下、日本の産業界が 1990 年代後半から政府に対し FTA 重視の政策転換を強く要望した。

日本が従来の GATT・WTO 重視の通商戦略の基本方針から WTO プラス FTA の多層的な通商戦略の基本方針へと転換する要因の第二点目として、政治的なリーダシップ（特にアジアでのリーダシップ）を失う危機感が 1990 年代（正確に言えばアジア通貨危機後）末期から次第に形成された。1991 年春のバブル崩壊以来、日本経済は「失われた 10 年」といわれた通り回復していなかった。1997 年夏に東アジア通貨危機が発生した。経済

(22) NAFTA 発行時のシェアが維持されると仮定するという意味である。

(23) 「通商白書」2003 年版、経済産業省。

(24) 「日本経済新聞」、2000 年 8 月 25 日。

(25) メキシコと EU との FTA 協定が 2000 年 7 月発効した。

(21) 「自由貿易と日本の選択報告書」、経済団体連合会・外務省・大蔵省・通産省、2000 年 10 月。

最盛期の 1980 年代中頃以降にアジアで構築された生産と流通のネットワークは、アジア通貨危機直後の 1998 年に入ってから被害を受ける状況が顕在化された。あいにく同じ時期に、日本経済のマクロとミクロの環境は政治家による経済政策の人的ミスによって危機的な状況に陥った。このような状況下、アジア危機に対する日本の対応は消極的すぎた。通貨危機発生後、ジャパンマネーはアジアから劇的に流出し、通貨危機の金融危機への悪化を助長した。1998 年アジア通貨金融危機の最も深刻な時期に、日本は自国の経済不況を理由に円対ドル為替レートの切り下げを政策的に誘導した。これは円高ドル安を背景に立てられたアジアの輸出経済にとって、むしろ「雪に霜」のような影響を与える、アジアの通貨安定にもマイナス要素となっていた。一方、アジア経済危機の克服のために、日本市場のアジアへの開放によるアジア危機諸国への輸出安定成長に寄与することは、アジアから大いに期待されたが、日本経済低迷の影響もあり、その期待が叶わなかった。アジア通貨危機の直後、日本はアジア通貨基金構想を提出し、東アジア諸国に大きな期待を与えたが、アメリカの反対に屈して実現しなかったことは、かえってアジアからの失望を買った。上述した背景の下で、日本経済の東アジアでの地位低下を招いた。

他方、対照的に、中国経済が同じ時期に成長を続け、成長市場としてアジア経済におけるウェイトが向上し続けている。特にアジア通貨危機の環境の下で、人民元為替レートを切り下げないような安定維持政策は、通貨の切り下げ競争になりかねないアジア経済及び世界経済の安定に大きく貢献した。中国経済の成長に伴い、アジア諸国との経済関係が拡大し、アジア諸国経済における中国経済のウェイトが向上しつつある。2000 年 11 月の ASEAN+3 の首脳会談期間中、中国と

ASEAN の FTA 専門家会議が設置され、2001 年 11 月に、中国・ASEAN との FTA の枠組み協定が締結された。2010 年までに FTA を完成させる約束で、2002 年秋に一部品目の自由化を含めた枠組み協定を締結したが、その第一弾として中国とタイが約 200 品目の農産物関税を 2003 年の 10 月に相互撤廃することになった。中国のこの動きは日本にとって刺激要素となり、長年構築されたアジアにおける経済的政治的なリーダシップを失うのではないかという危機感を与え、ASEAN+ 中国 FTA の実現がメキシコ及びトルコのような例となってアジアにおいても発生しかねないという懸念を生じさせた。ここで注意すべきなのは、日本の政治的経済的リーダシップを失う危機感は要するに中国の台頭を念頭において意識している危機感と懸念であることである。こういった危機感と懸念の下で、日本は FTA 網を構築する通商政策への転換期を迎えた。

要因の第三点としては、通商白書にも指摘された通り、WTO 発足後、加盟国の増加に伴い、経済的な格差と加盟国の経済状況の複雑さが増えた一方、交渉項目も多様化した。そのため、機動的な交渉や合意形成が困難なものとなってきた。この背景の下で、二国間 FTA 及び地域統合の動きは、多国間交渉より進めやすいことから、WTO の原則に基づき、多国間交渉を補完するアプローチとして有効であるという認識が徐々に広く形成されてきた。

第四点は、国内の構造改革を進めるための外圧手段という期待である。長年の日本の経済低迷はある意味では構造的な問題にも絡んでいる。構造改革構想が橋本首相から打ち出された 1996 年秋以来、制度的な閉塞感及び社会的な閉塞感が依然打破されていない。FTA/EPA の締結によって国内構造改革を加速させ、経済の活性化を促す効

果が期待されるようになった。

3. 日本の FTA (EPA) 内容の特徴と狙い

日本の WTO・FTA の多層的戦略については、この節の冒頭の部分で説明した四つの枠組みで構成されていると理解することができる以外に、FTA の内容については、GATT 24 条に定められた従来の FTA に関する解釈より更に拡大し深化させたねらいを持っていることに注意すべきである。それは従来の FTA 等で扱われる分野が従来の関税・非関税障壁の撤廃のみならず、WTOにおいてのルール作りが迅速に進んでいない、或いは行われていない投資、競争、電子商取引、環境、労働等に関する分野まで及んでいることである⁽²⁶⁾。日本の FTA 戦略を従来の貿易分野を超えた貿易・投資に関わる広いビジネス分野に拡大させる背景としては、日本が関税・非関税撤廃の先進国として貿易だけを内容とする FTA は自国経済、自国企業にとっての利益が限定的であり、むしろ投資など広い意味でのビジネス分野への内容拡大こそ日本・日本企業の利益に繋がるという判断があるであろう。ということで FTA (自由貿易協定) より EPA (経済連携協定) を使うほうが相応しいと認識し、日本はシンガポールとの FTA の正式名称を「JSEPA」(The Japan-Singapore Economic Partnership Agreement) と称している⁽²⁷⁾。2002 年 1 月に日本は ASEAN に対する提案にも「日本 ASEAN 包括的経済連携構想」という名を冠し、一般の FTA より広い分野の経済連携を内容としている。

(26) 「通商白書」、経済産業省、2002 年版。

(27) 共同検討会報告書段階の正式名称は「日本とシンガポールとの新時代における連携のための経済協定」(Japan-Singapore Economic Agreement for a New Age Partnership) である。この名称から日本の FTA 戦略への気持ちが感じられる。

更に、日本は重要な貿易投資相手国との間で今まで WTO がまだ定められていない新しい分野のルールを二国間や複数国間でまず構築させ、そして将来の WTO 交渉において、その成果を WTO に広げていくことを考えているようである。日本が二国間や複数国間の広い分野の「EPA」を通して、日本の国益にとっての最適な多角的通商システムを構築することこそ、日本の FTA 戦略の究極的な目的であると指摘できる⁽²⁸⁾。

4. 日本の FTA/EPA 戦略遂行

日本にとって FTA 戦略上、メキシコとの FTA 交渉・締結は本来最重要的課題である。その次は ASEAN との FTA 交渉を通して ASEAN との連携関係を固めることであると考えられる。メキシコとの FTA が一番の課題となる理由はすでに述べた経済的不利益を解消するねらいであるが、ASEAN との FTA 交渉を加速したい理由は、アジアにおける政治的経済的リーダーシップを確保するためである。

ところが、メキシコとの FTA 締結は、両国の産業的補完関係が強いことから見れば、貿易投資の拡大効果が大いに期待できるし、日本にとってはメキシコを北米市場へアクセスする足がかりとなるメリットもあるが、国内の農業及び労働集約型製造業に与える影響が、国内政治問題に絡むため、慎重に作業を進めるしかない状態である。日墨 FTA 貿易及び投資協定の検討は 1998 年 11 月にセディージョ大統領（当時）が訪日した際に正式提案されたのである⁽²⁹⁾。提案を受けてまず民間レベルでジェトロとメキシコの商務工業振興省との間で「日墨経済緊密化委員会」を設置し研究を

(28) 「通商白書」、2002 年版、経済産業省。

(29) 1998 年 6 月に訪日したメキシコのブランコ商務工業振興相（当時）が最初に提案。

始めた。2001 年の両国首脳会談で両国の産官学メンバーからなる共同研究会の立ち上げが決定し、昨年 7 月に報告書が提出された。2003 年の秋には実質的な交渉を終える予定であった。ところが、メキシコ大統領が訪日した時に、結局農業分野の課題で交渉が決裂に終わった。その後交渉は継続されて、ついに今年の 9 月 17 日にメキシコ訪問中の小泉首相がフォックスメキシコ大統領と EPA に署名をした。両国の議会の承認を得れば、来年の 4 月から協定は発効となる。

一方、東アジア地域の政治的経済的リーダーシップを確保するため日本が地域経済関係を強化する通商政策を進めている。日本の東アジア通商戦略の展開範囲として、ASEAN+3 が基本となり、さらに台湾、香港を含んだエリアになると認識している（以下 ASEAN+3 地域と略称する）。この ASEAN+3 地域の通商戦略を推進する具体的な方策として、三つのポイントが読みとれる。第一のポイントは日・ASEAN の経済関係強化を重点として進めること。第二のポイントは日・韓の経済協力関係の提携によって日本のこの地域のリーダーシップを補強すること。第三のポイントは、対中 FTA 関係は当面積極的に進めず第一と第二の戦略目標を達成し、ASEAN+3 地域でのリーダーシップを確立してから実質レベルの対中交渉を行うこと。実際に、2002 年 11 月プロンペンでの ASEAN+3 首脳会議期間中に中国の朱熔基首相から日・中・韓 FTA について研究を行う提案があった。それに対して、日本は淡々と応酬し、中期的に棚上げにする方針で対応する模様である。

ASEAN+3 地域の通商戦略の第一目標、つまり日・ASEAN 経済提携関係を強化する FTA・EPA 協定を達成するために、日本は ASEAN メンバー国との二国間 FTA/EPA 交渉を始めるアプローチを取っている。いち早く成果を見せ、モ

デルを作るために日本はシンガポールの提案を受けて積極的に交渉を進めた。その結果、2002 年 1 月に日本は初の FTA (EPA) をシンガポールとの間に締結し、そして同年 11 月に発効した。日本・シンガポールの FTA は商品貿易の自由化に加えてサービス貿易、知的財産権、投資等の幅広い経済協力関係を構築する意味で日本・シンガポール新時代経済連携協定 (JSEPA) と名付けられた。日本が初の FTA をシンガポールと締結した理由は①シンガポールは農業部門を殆ど抱えていないことで、シンガポールからの輸入に占める農水産物の割合はわずか 0.5% (1999 年) と低く、農業が交渉の障害とならなかったこと、②サービス貿易も両国の経済発展の度合いが比較的近く、一方的なサービス輸入超過となる心配がないこと、③関税撤廃でもシンガポールは以前から輸入関税をほぼ全廃しており、日本も対シンガポール輸入品の無税品目の割合が高かったため、関税交渉のハードルも低かったこと、④シンガポールは ASEAN の代表的なメンバーとして ASEAN における影響が大きく、シンガポールとの FTA 締結によって、ASEAN へのアプローチとなること、⑤華僑のネットワークと印僑のネットワークを利用し将来東アジア全域とインドなど南アジア地域へとアプローチする期待ができること、⑥商品貿易、サービス貿易、知的財産権、投資等幅広い FTA (EPA) の実績より、今後の交渉相手国にモデルの提供を期待できることである。上述した諸理由は、日本にとってもシンガポールと FTA を締結するメリットでもあると理解できる。

現在、日本のシンガポール以外の ASEAN メンバー国との FTA/EPA 交渉の概況は以下の通りである。

日・タイ交渉概況：2002 年 4 月両国首脳会談において FTA について作業部会を設置して検

討することを合意。日本側の関心事は、タイの鉄鋼、自動車、自動車部品などといった鉱工業分野の高関税の撤廃や投資ルールの改善であることに対し、タイ側の関心事はセンシティブな農林水産品の輸出や介護士、タイ式マッサージ師、家事補助者、ベビーシッター等の人的移動等である。すなわち、これらが日・タイ交渉の焦点となる。2004年9月13～15日の間、第四回目の日・タイ経済連携協定の交渉が行われた。2004年中に実質合意を目指して第五回の会合は10月下旬の予定となっている。

日・フィリピン交渉概況：2002年5月両国の首脳会談におけるアロヨ大統領の提案を受け、両国間の経済連携について作業部会を設置し検討することで一致した。日本側はフィリピン国内の制度運用の透明性、安定性や、労働や治安を巡るビジネス環境整備の向上に特に関心をもっていることに対し、フィリピン側はタイと同じような人的移動等に強い関心を示している。2004年から日本とフィリピンのFTA交渉が本格化し、9月8日に第4回の交渉が終了した。看護師、介護士の受け入れ、農産物、工業製品の関税撤廃などについて具体的な提案は近い内になされる予定で、年内、遅くとも2005年度の早い段階での実質の合意を目指しているようである。

日・マレーシア交渉概況：2002年12月の日・馬首脳会談を踏まえ、今年2月両国の経済通商担当大臣の会談において作業部会での検討を開始することを合意し、5月に第一回作業部会が開催された。日本は特に自動車関連の関税撤廃、投資・サービス分野の自由化に対する関心が高く、マレーシアの関心の高い協力分野についてそれぞれ表明した。2004年内、遅くとも2005年に実質の合意を目指して具体的な交渉作業は続いている。

日本・インドネシア交渉概況：2003年6月イ

ンドネシア大統領が訪日した際に、両国首脳がFTA交渉開始について合意した。当初は「勉強会」の形式で数ヶ月程度議論した後、具体的な問題点を洗い出す「作業部会」を経て本交渉に入る従来のパターンで進めていくと予想される。インドネシアは特に木材や農産物輸出増加のほか、日本の労働市場の開放等について関心が高いと同時に販売サービス業などの投資流入も期待しているようである。これに対して、日本は電気製品や自動車など工業品の輸出拡大やインドネシア国内投資等のビジネス環境の整備改善について重点的に交渉を進めていくと予想される⁽³⁰⁾。

日・ベトナム交渉概況：日・越投資協定についてベトナムとの間では、2002年3月第1回本協議以降、4回の本協議を経て、2003年4月に基本合意に至っている。

ちなみに2004年9月4日に、日本とASEANはFTAを含む包括経済連携（CEP）の正式交渉を来年4月に開始し、2年以内の交渉合意を目指す計画が発表された⁽³¹⁾。自由化の完了期限はASEAN原加盟国で2012年、後発加盟国で2017年となる予定⁽³²⁾である。

ASEANとのFTA交渉において日本にとって

(30) 2004年9月現在、日本とインドネシアのEPAの事前協議は中断されている状態である。

(31) 9月5日の「日本経済新聞」の報道によれば、4日の日本と東南アジア諸国連合の経済貿易担当相の会議で日本は、ASEANの圧力のもとで、ASEANとのFTA交渉を前倒しする結果となつた。

(32) ASEANと中国的FTA実現期限は、2010年（後発加盟国は2015年）となり、インドとのFTA実現期限は2011年（後発加盟国は2016年）となった。なお、韓国とのFTA交渉は2005年1月から開始し、2年以内に交渉合意をし、FTAの実現期限は2009年（後発国は2014年）となるスケジュールは、2004年9月4日のASEANと韓国の政府発表によって判明した。

最大の問題は農業（農産物）問題と労働市場問題への対応であると言える。この点はシンガポールとは全く違う。ただ、メキシコとの交渉結果が日本の ASEAN 二国間 FTA 交渉のモデルになる可能性は大きい。さらに農業を守るというスタンスを変えて、相手の農業開放をも求めて国内農業に新しい道を造ることは日本対 ASEAN の FTA 交渉の新たな戦略となる。

ASEAN+3 地域の通商戦略の第二目標である日本の当該地域リーダーシップを補強するために、日本は ASEAN への取り組みと並んで韓国との FTA 締結への取り組み方策を取っている。

日・韓両国はお互いに重要な貿易相手国である。両国の産業構造は比較的類似し、産業レベルも相似している。ただ、両国が ASEAN+3 地域で産業水準が一番高い先進国として FTA を通じて市場の一体化を形成すれば、当該地域の経済的なリーダーシップを確立し、そして当該地域での政治的なリーダーシップの地位も確立できる。経済効果について、連携する日・韓市場は欧米先進国の企業からの投資先としての魅力を増加させることが期待される⁽³³⁾。

日・韓 FTA 提携に向ける提案は 1998 年 10 月にまず韓国から出された。しかし当時日本の新通商戦略がまだ検討段階で形成しなかったことで、

両国の民間レベルでの研究に止まつた⁽³⁴⁾。その後 2002 年 3 月に日韓首脳会談において、日韓 FTA について両国の産学官メンバーからなる共同研究会の設置に合意した。同年 7 月から共同研究会を開始し、これまで 5 回の会合を開催している。共同研究会は 2 年以内、できるだけ早い時期に報告書をとりまとめることとなっている。

日韓 FTA 締結に向けて、いくつかの重要課題にどのように対応するかは注目される。一つは、両国の関税撤廃について、金額ベースで日本側は対韓輸入の 42%，韓国側は対日輸入の 72% に上がる有税品目を自由化していく必要がある。これは交渉作業が困難となる要因である反面、一旦自由化を実現できれば、貿易創出効果は大きいと判断される。二つ目は非関税措置の対応である。両国は非関税措置の撤廃について専門に議論を行う NTM (Non Tariff Measures) 協議会を共同研究会の下に設置することを合意している。三つ目は農林水産品の対応である。ただし、日本にとって、韓国は寧ろ農林水産品の市場として期待される。ASEAN との FTA 交渉やメキシコとの FTA 交渉の立場と比べれば日本は逆になっている。FTA 交渉において日本の弱点である農業（農産品）問題の解決の新たなアプローチとして、輸出振興の農林水産業のモデルケースを作ることは、日韓 FTA 締結に向けての取り組み課題となるであろう。日韓 FTA の交渉過程において、両国の国内は様々な問題を抱えているが、両政府が 2005 年以内に実質的に交渉を終えることを目標とすることとした。

（現在、上述した以外に、日本の FTA 締結予

(33) 日韓間では 2002 年に国会の承認を得て 2003 年から外国企業に自国企業と平等な待遇を保証することを内容とする「投資協定」を発効した。日韓の投資協定は OECD 多国間投資協定 (MAI) に当たり、先進国型の投資促進協定である。その内容は、主に①現地調達や技術移転要求など、広範囲のパフォーマンス要求の禁止、②現行外資規制に関するスタンダード・スタイル（協定後に新たな例外措置をとることを禁止）やロール・バック規定（協定後に新たな措置をとることを容認）など投資自由化の要素まで取り込んだ点で対途上国の投資協定と大きく異なる。

(34) 日本ジェトロアジア経済研究所と韓国对外経済政策研究院との間で共同研究が実施された。2001 年 3 月日韓両国経済界を中心とする日韓 FTA ビジネスフォーラムで検討を始めた。

備軍として取り上げられる相手は、インド、台湾、チリ、ブラジル、オーストラリア、カナダ、ニュージーランド、南アフリカ、EFTA（ノルウェー、アイスランド、スイス、リヒテンシュタイン）、イスラエル等である。日印 EPT は事前協議開始すでに合意した。日台 FTA 研究は、民間機関ベースで開始している。日智 FTA 研究はジェトロとチリ外務省との共同研究が実施されている。他には、現在すでに協議合意、または提案があつたケースがある。)

5. 日本の FTA/EPA 戦略推進の障害

日本が FTA 戦略を遂行する際に、主に二つの障害に直面している。一つ目は国内農業（農産品）市場開放の問題である。二つ目は国内労働市場開放の問題である。問題への対応を間違えば、国内政治問題に発展していく。政権安定志向の現政権にとっては慎重に対応する一方、FTA 通商戦略の遂行のために政治的な判断が場合によっては必要とされる。しかし、これらの障害をクリアするには、日本がまったく選択肢がないわけではない。

まず、農業（農産品）問題について、日本には下記の三つの選択肢が考えられる。

第一に、NAFTA 方式やメキシコ・EU 方式で対応する。メキシコはアメリカなどとの NAFTA の場合では、七面鳥、乳製品、酪農品など 77 品目を自由化対象から外し、輸入制限・禁止措置を適用している。さらにメキシコは EU との FTA では、同国関税分類による 1,100 品目の農産品の内、乳製品、肉類、穀物など約 300 品目の貿易自由化を一時留保する例外と定めた。一方 EU も一部農産品を自由化留保品目と決めた。この二つの事例は、WTO が定めた FTA に関する規定、つまり GATT 第 24 条の第 1 点の規定と矛盾している。GATT 第 24 条は、FTA を一定の条件の

下で MFN（最恵国待遇原則）の例外として認める⁽³⁵⁾。GATT 第 4 条は①FTA を加盟国に対しては実質上すべての貿易について関税など制限的通商規則を廃止する、②非加盟国に対しては FTA 設定後に関税引き上げなど通商規則を制限的なものとしてはならない、③FTA は妥当な期間内に完成せねばならない、等の三点を規定している。

なお、メキシコは NAFTA でマグロ加工品、カツオ加工品、オレンジジュース等一部の農水産品の輸入で関税撤廃時期を 2008 年と定め、発効からの移行期間は 15 年もある。これは WTO が GATT 24 条の「妥当な期間」を発効から 10 年と解釈した内容と矛盾している。10 以上の移行期間を設定する場合、加盟国が WTO に説明する義務があるが、NAFTA 加盟国からの説明はない。

これらの事例を参照して日本はメキシコ、ASEAN との FTA 協定提携作業に当たって、「柔軟な対応」を一つの選択肢として考慮することができる。

第二に、WTO マラケシュ（Marrakesh）協定の「農業に関する協定」を巧みに利用する。

理論的にはある財に対する関税或いは輸入割当の賦課は、その財の生産に対する補助と同じ効果を持っている。従って理論的にはある財の生産を保護するには、輸入制限措置を取るか、生産補助金措置をとるか、或いは両者の組み合わせを取るという政策手段がある。何らかの理由があり、ある財を保護する必要があるが、輸入制限措置が発動できない場合、生産補助金の政策手段を選択することが可能であろう。WTO のマラケシュ協定

(35) FTA は加盟国間の貿易を自由化するが、非加盟国には貿易壁を残すことによって、内外差別という問題が生じる。この内外差別は WTO/GATT の無差別原則（MFN）に反する。

の「農業に関する協定」では輸出補助金・国内補助金の削減が規定されているが、いわゆる「緑の政策」、「青の政策」に分類される国内助成措置は削減対象外となっている。ウルグアイ・ラウンド農業合意では、貿易に影響を与える国内政策を「黄」の政策と位置づけ、1995～2000 年の 6 年間に総額(AMS)で 2 割削減することが定められた。

貿易に影響を与える、生産を刺激したりしない政策は「緑」の政策と位置づけられ、削減の対象としないことが決定されたことである。生産調整を条件とする農業者への直接支払いは「青」の政策とされ、「緑」の政策と同様、削減の対象としないことが決まった。たとえば、研究、農村基盤整備、環境対策等を目的とする助成措置は、一定の条件を満たせば「緑の政策」と見なされる。今後、日本はこの枠組みの中でこれらの補助金を巧みに利用することを政策手段として利用するだろう。

第三に、FTA の枠組みの中で農業輸出のための新しい農業振興政策、つまり、海外の農産物市場を攻めるこを以て、国内農業を守る選択である。農業輸出振興には主に二つのアプローチがある。一つは農産業の競争力の弱いFTA 相手には、農業市場の開放を求めて国内農業生産者の農産品の輸出を制度的に支援すること。他方もう一つは農業競争力の強いFTA 相手には、競争力のある特定農産品の輸出振興を促進し支援することである。

上述した三つの政策選択肢を組み合わせた柔軟でかつ円滑な運用は日本の今後のFTA 協定締結交渉作業において有効な戦略だと考える⁽³⁶⁾。

(36) 2004 年現在の交渉内容を見れば、日本はすでにこのような政策運用をしている。たとえば、7 月 19 日東京で行われた日・マレーシア間のFTA 交渉において、日本政府がマレーシアに対してリシゴなど一部の農産品の関税撤廃を要求した。FTA 交渉において、相手国に対して農業分野の関税撤廃要求は、これは初めてのことである。

次に、労働市場開放問題については、日本が積極的に FTA 交渉相手の要望に答えるとは考えにくいであろう。しかし、条件付きの部分開放は、いずれ避けられない。その対応のために、日本政府による外国人労働者に関する資格・免許制度の創設及びその関連の試験制度の整備を進めていく必要があるだろう。

III. ASEAN+3 地域統合における 中国の通商戦略（対外経済政策）

1. 中国の対外経済政策の WTO/FTA 重視への変化

中国はかつて社会主義国家として建国の 1949 年から経済開放の体制を整備された 1980 年代中頃までの 30 余年間は、世界経済から分断された状態に置かれた。1948 年に発効した GATT 発起国であったが、歴史的な要因で 2001 年 WTO 加盟を実現された半世紀以上の歳月の間に、GATT/WTO の枠組み外に置かれた。このため、中国は日本とは対照的に、GATT/WTO の枠組みの中での世界貿易の発展による恩恵を長い間受けなかつたというより寧ろ不利益を被つたといえる。封じ込められた冷戦時代において、世界市場を範疇とする通商戦略らしい戦略があるとは言い難いが、中国には経済外交戦略がないわけではない。それは、国家安全保障と経済発展の保障のための対外経済活動を遂行する方針・政策である。この時代の対外経済戦略の内容は①自力更正方針の下での経済発展に必要最小限となる貿易活動（輸出入）の保障、②国家安全保障のために必要となる対外経済関係の維持と発展、③外交戦略上必要とされる対外経済援助等に纏められる。その時代の対外経済戦略を遂行するアプローチの特徴は、二国間関係を重視することである。

1970 年代初期、中国の四面楚歌的な国際環境を打破するため、中国が新たな外交戦略を模索するようになり、アメリカも対ソ戦略の一環として中国との関係を見直すような新しい外交戦略を構築することとなった。これにより米中関係が劇的に改善した。これは戦後国際政治の歴史を変化させたと同時に、中国にとってアヘン戦争以来の長い間に、巡り会えなかった今日のような国際平和環境のきっかけとなった。これをきっかけとし、中国がかつて政治的に対立していた西側資本主義諸国との外交関係を相次いで樹立し、周辺アジア諸国との外交関係も次第に正常化された。国際平和環境が形成された状況下、経済開放と体制改革が 1980 年代初期から本格的に進められた。中国经济が世界市場へ再編されていく過程において、1986 年に中国は GATT への復帰を求めた。これは従来の中国の二国間重視の対外経済政策の転換、国際的枠組みの中多国間関係重視へと転換を意味している。1995 年 WTO が GATT を吸収し国際貿易機関として発足した。中国の WTO 加盟がその 6 年後の 2001 年 11 月にやっと承認され、手続きを経て一ヶ月後の 12 月に正式メンバーになった。この歴史を見て、1980 年代後半から 2001 年までの中国の対外経済政策内容については①開放経済モデルの経済発展を追求し、国際貿易を促進し外資を導入する、②世界経済に編入し、参加する、③国際的な経済ルールに習い従う、④GATT 復帰／WTO 加盟を早期実現する、⑤国家安全保障上必要となる経済関係を再構築する、⑥人道上及び外交戦略上必要とされる経済援助等と纏められると思う。この時期の対外経済政策遂行のためのアプローチとしては、①従来の二国関係を重視することと、②WTO と APEC を中心とする多国間関係を積極的に推進することであると言える。

中国が WTO 加盟を実現した時期から、新たな対外経済政策の調整の動きが見られた。それは内容面では従来の内容の上に、さらに⑦二国間 FTA を重視する、⑧アジアを中心とする域内 FTA（地域の全面提携関係）を重視する、⑨国際的な経済秩序形成に参与すること等の三点が追加されることと考えられる。

2. 中国の WTO／FTA 戦略の推進状況

WTO／FTA 戦略が世界の流れから遅れて打ち出されたと言える中国の、政治的な判断による遂行スピードは遅くはない。

1999 年 11 月、中国と米国との間で中国の WTO 加盟についての交渉がようやく決着をみた。このことは、中国の WTO 加盟を中心とした対外経済政策の目標がほぼ達成できたことを示唆し⁽³⁷⁾、WTO を中心とする戦略から WTO／FTA 戦略へと次第に移行する転換点となっていた。2000 年 11 月に ASEAN+3 首脳会談において中国（朱熔基首相）は ASEAN に中国 + ASEANFTA 構想を提案した⁽³⁸⁾。これは中国が WTO／FTA 戦略をスタートしたことを象徴している。中国はさらに ASEAN が受け入れやすい下記の 3 つの条件を提示した。①ASEAN に有利な農業分野においての貿易自由化を早期実施す

(37) 2000 年秋に WTO 加盟を実現できると予想していたが、EU との交渉は予想外の難航によって加盟は一年遅れた。

(38) ASEAN との FTA は、実はシンガポールや日本が先に協定締結の検討を打診していた。ASEAN も輸出品目の競合が少なく、市場の大きい日本との協定締結を期待していたようである。AFTA がそもそも中国を牽制するためのものであると言われている。中国からの提案に対して、ASEAN は日本、韓国の参加も提案したが、日韓からは国内農業問題を配慮し積極的な返答をえられなかった。

る（Early Harvest）。② ASEAN の後進国であるベトナム、ラオス、カンボジア、ミャンマーの四カ国に対して貿易自由化の移行時期に 5 年間猶予を与える。③ WTO 未加盟国に対しては中国が最恵国待遇を供与する。これらの中国が提示した条件は、ASEAN が提案を受け入れるきっかけとなった。

1 年間の検討を経て、中国が WTO 加盟を実現したのと同じ時期に、2001 年 11 月、中国は ASEAN と、10 年後をめどに、自由貿易圏創設に向けた交渉を開始することで合意した。FTA を含む中国と ASEAN の経済協力促進措置（The Framework of Economic Cooperation）として、中国・ASEAN 専門家グループが 2001 年 11 月の首脳会議に提出した報告書「Forging Closer ASEAN-China Economic Relations In The Twenty-first Century」は以下の内容を示した。

- ① 貿易と投資を促進する措置として、a) 制度の透明性の確保（関税手続きの簡素化、二重課税の防止等）、b) 関税障壁の撤廃（基準・認証の受入れ、IT 貿易、電子商取引の促進等）、c) 国家貿易権の自由化（ビザ取得の促進、サービス貿易の促進等）が取り上げられている。
- ② ASEAN に遅れて加盟した国への技術支援、輸出能力開発を行う。
- ③ 積極的な促進措置により、WTO ルールと非 WTO 加盟国への配慮を両立させる。
- ④ 金融、観光、農業、人的資源開発、中小企業、産業協力、知的所有権、環境、森林と木材製品、エネルギー、地域開発などの分野での協力を拡大する。
- ⑤ ASEAN に遅れて加盟した国への特別待遇を与える、柔軟対応の上 10 年以内に協定を締結する。

- ⑥ 包括的で高度に統合した協力の枠組みを推進する適切な専門機関の創設。
- ⑦ 協力の重点分野を、農業、IT、人的資本、投資、メコン川流域開発の 5 分野と定める。
- ⑧ 自由化措置の前倒しを行う。（いわゆる「アーリーハーベスト」=先行開放分野を今後の協議により決定）

2002 年 1 月から、高級事務レベルの会合（SEOM）が始まった。同年 5 月に北京で開催された第 3 回 SEOM により、「中国—ASEAN 貿易交渉委員会（TNC）」が設立された。6 月から TNC で「ASEAN-中国経済協力枠組み協定（Framework Agreement on ASEAN-China Economic Cooperation）案」について議論を始めた。

7 月に開催された ASEAN—中国外相会合において、ASEAN は中国に農産品市場の早期開放の具体的な要求を正式に求めた⁽³⁹⁾。早期開放の対象品目は千以上に及び、農産品が中心となるが、一部の工業製品も含まれる⁽⁴⁰⁾。また、9 月に開催された経済閣僚会合では、早期実施の具体的な品目を 2003 年に決定し、2004 年から実施、3 年以内に全対象品目の関税を撤廃することについて合意した⁽⁴¹⁾。

上記事務レベルの準備の結果、2002 年 11 月の首脳会議で 10 年以内の中国・ASEAN の FTA の創設を目指す「ASEAN—中国包括的経済協力枠組み協定」に署名された。「枠組み協定」の主な内容は次の通りである。① 物品、サービス及び投資を促進する FTA が、2010 年までに中国と ASEAN 6（ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ）間で実現

(39) 「日本経済新聞」、2002 年 8 月 1 日。

(40) 「日本経済新聞」、2002 年 8 月 16 日。

(41) 「日本経済新聞」、2002 年 9 月 14 日。

され、2015年までにカンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムに拡大される。②FTA部分のみならず、モノとサービス貿易・投資とその関連分野を含む広範囲の経済協力の円滑化促進。③「実質的に全て」の物品貿易について関税及び非関税障壁を撤廃するとともに、サービス貿易でも同様の措置を取る。④特定農産物に関するアーリーバーベスト(Early Harvest)を実施する。アーリーバーベストの実施は2004年1月から開始する。⑤物品関税の削減及び撤廃の交渉は2003年の早い時期に開始し、2004年の半ばに終了する。サービス、投資については、交渉を2003年の早い時期に開始し、できる限り早期に交渉を終える。交渉の母体は引き続き貿易交渉委員会が行い、中国・ASEAN経済大臣会合に交渉の進歩及び成果を定期的に報告する。2003年7月1日、上記協定がスケジュール通りに発効された。

2003年4月、中国がASEANの基本条約である「東南アジア友好協定条約(バリ条約)」への加盟承認を正式にASEANに要請した。中国が同条約に加盟しても域外国としてASEAN加盟国にはならないが、内政不干渉や領土の保全をうたった同条約を遵守するASEANの準加盟国的な地位を得て、加盟国との信頼関係を構築することには意味が大きい。加盟が承認されれば、中国がASEANとの経済的のみならず外交的な結び付きをもさらに強化することになろう⁽⁴²⁾。

(42) 同年8月に中国の「バリ条約」への加盟申請はASEAN会議で承認された。インドもその後に加盟した。中印の同時加盟は、ASEANが地域国際関係のバランスをとれるという思惑を示したが、間違なく、ASEANをベースとした東アジア地域の経済統合がさらに南アジアへと及び、汎東南アジア地域経済統合への道を広げていく展望が開けた。ちなみに、インドとASEANの間には2011年までにFTAの実現に関する合意も達成された。

現在、中国がASEANとの自由貿易協定の実質的な進歩をなしていると同時に、積極的に進行している他のFTAは以下のものが挙げられる。

香港・マカオとのFTA：香港・マカオとのFTA交渉は2001年12月に正式に開始した。2003年7月に香港とのFTA(「本土と香港との一層緊密な経済・貿易関係協定」Closer Economic Partnership Arrangement: CEPA)が香港で調印された⁽⁴³⁾。他方、10月17日に中国本土とマカオとの間のCEPAがマカオで正式に調印された⁽⁴⁴⁾。

日・中・韓FTA：2002年11月のASEAN+3首脳会議で中国の朱熔基首相が「日中韓のFTAが実現可能かどうかを含めて研究を進めたい。日中韓を自由貿易地域にすることには意味がある」と将来の3カ国間でのFTA締結を提案した。しかし、関係国からは積極的な返答を受けていなかっただ⁽⁴⁵⁾。

(43) 香港との自由貿易協定は2000年に香港総商会が董行政長官に提案したものを、董行政長官が2000年11月になって中央政府に提案したものである。2002年1月25日、北京で第1回目の事務的な協議が開かれ、「CEPA」と名付けられた。「CEPA」は純粋な自由貿易協定よりは、幅広い分野を対象として結ばれた日本・シンガポールの「JAEAN」に近い方向性を持っている。

(44) 中国本土とマカオのCEPA締結協議は、2003年6月20日から始まっており、北京とマカオの両地で5回にわたった。香港とのCEPAと同じように、2004年1月1日から発効する。香港とのCEPAはモデルとなり、サービスを含む貿易自由化、投資開放、税関や検疫の便利化、領地の中小企業間の提携などの分野で関係を強化、また観光と金融業界の提携内容を明確に示している。

(45) 日本の小泉首相が「日中韓のFTAは中長期的な視点から進めるべきだ。中国はWTOに加盟したばかりであり、状況を見ながら検討したい」と慎重に判断する意向を表明した。韓国の金首相も「共同研究を引き続き支援したい」と述べるにとどめている。2004年9月現在、日本政府は日・中・韓新投資協定の協議を始めようとしている。

上海協力機構：2001 年 6 月、上海で第 6 回の「上海ファイブ」首脳会議が開催され、ウズベキスタンの正式加盟を承認するとともに、「上海協力機構（SCO）」という地域機構として格上げした⁽⁴⁶⁾。1996 年 4 月、上海に中国、ロシア、カザフスタン、タジキスタン、キルギスタンの五カ国首脳が集まり、関係地域の政治・安全保障面での協力強化のための首脳会議が開催された。この会議は毎年開催することで定例化され、「上海ファイブ」と名付けられた。1998 年、第 3 回のカザフスタンのアルマティ会合では、各国の経済協力に関する内容が協定に盛りこまれた。上海協力機構本部は上海に置かれ、毎年一回の首脳会議が制度化されている。現在モンゴルやパキスタン、インドなどが参加の希望を表明している。上海協力機構が域内経済協力関係を構築することを益々重要な課題として取り組み、近い内にロシアの WTO 加盟が実現することにより FTA 締結方向へと加速することが予想される。

中・印 FTA：中国と印度は FTA 協定の締結に向けてすでに準備の協議に入っている⁽⁴⁷⁾。2003 年 8 月に、インドと中国はともに域外国として ASEAN の基本条約である「東南アジア友好協定条約（バリ条約）」への加盟申請が承認され、ASEAN とインドとの FTA 交渉が合意され、2011 年までの交渉完了の日程も決められた。これらの出来事は、中印の FTA 協定作業の推進に

プラス効果を持つと思われる。世界でもっとも多い人口を持つ二つの国である中印は経済発展レベルの近い部門が多い国と言われるが、相互補完の分野を無視することにはならない。中印の FTA が実現すれば、両国だけではなく、地域経済及び世界経済への波及効果は大きいと予測される。

3. 中国 WTO/FTA の背景と狙い

中国の WTO/FTA 戦略形成の背景については、主に中国が直面している国際政治環境と国際経済環境の二つの側面から検討することができる。

まず、中国が直面する国際政治環境からみれば、下記の諸要素が取り上げられる。すなわち、①冷戦構造が 1980 年代以降から崩壊しつつあったにもかかわらず、中国を異質として扱う冷戦的な思考は、依然世界に根強く存在している。②上記①と関連し中国の成長に対して警戒・牽制する包囲網を構築しようとする戦略思考が米日欧に存在する。③台湾問題、チベット問題の不確実性によって生じる中国が直面している国際政治上の不利益が長期的に存続していく。言い換えればこれらの問題が存在する限り、中国にとって国際政治経済的な不利益を受ける国際関係の緊張と圧力が常に生じ得る。④大国と摩擦が増える可能性が高まっている。国際平和と国内安定が続く限り中国の持続成長の勢いは誰にも止めることができないことは事実である。ということは、世界銀行及び多くの研究機関が推定した通りに中国は今世紀の中葉からアメリカを超える経済大国となりつつある。世界の歴史経験によれば、新興経済大国の現れがかつての大國の相対的な地位後退に伴う。この相対的な地位向上と相対的な地位後退という二つの変化が生じる過程において、新旧大国間の様々な分野の摩擦が生じ得る。この過程で、予見できる摩擦と予見できない摩擦に対する智恵のある予防・

(46) 「上海協力機構（SCO）」の趣旨は、①メンバー国との相互善隣友好関係の強化、②参加国の政治、経済、科学技術諸分野での効果的な協力関係の推進、③地域の平和と安全、安定の維持に共同で努力する、④民主的で公正、合理的な国際政治経済秩序を築く、の 4 点である。

(47) 「日本経済新聞」、2003 年 6 月 26 日。

対応が歴史の要請であると言える⁽⁴⁸⁾。⑤中国の経済成長に伴い、中国の近隣諸国において「中国脅威論」の影響による不安と不信が存在する。特に経済的に中国と競合関係が割合高い ASEANにおいては、懸念と不信、不安が広く存在することが良く指摘される事実である。

また、中国が直面している国際経済環境については、不利益な要素として次のことが挙げられる。①WTO の加盟を実現したとしても依然 WTO の普通メンバーと違った異質のような差別を受けている。その内容としては、a. 中国以外の WTO 加盟国に「対中特別緊急セーフガード」が、加盟後 12 年間（2023 年まで）の経過措置として認められていること；b. 2004 年に廃止される「繊維セーフガード」が、中国を対象とする場合 2008 年まで認められていること；c. さらに加盟後の 15 年間は、中国を「非市場経済国」とし⁽⁴⁹⁾、アンチ・ダンピング措置の発動用件が、中国を対象とする場合、特別に緩和されること。これらの差別待遇は WTO 加盟国の中にも多くの不利益を負わせる。②中国経済が世界経済に再編されてから WTO に加盟するまでの間に、世界貿易における

中国のウェイトが上昇したと共に、中国に対するアンチ・ダンピング調査・提訴、セーフガード発動のケースも急増した。中国がすでに世界最大のアンチ・ダンピング調査・提訴、セーフガード発動措置の対象国となったことは表 1 から判る。WTO に加盟したにもかかわらず、中国の「世界の加工工場」としての地位が確立するにつれて、そして中国の国際競争力の向上につれて、中国から世界への輸出が今後も引き続き増えていくことになる。この過程において、中国に対してアンチ・ダンピング調査・提訴、セーフガード発動という経済摩擦が一段と増えると予想される。WTO の措置に従い中国がそれに対応する措置をとることも可能であるが、こうした摩擦の増加は、中国の国際政治環境上の不利な立場をさらに不利にさせる方向へ作用する恐れがある。

なお、中国は WTO 新規加盟国である。WTO の多国間交渉において、FTA 関係のない国として、FTA 関係のある国と比べれば、交渉の場で孤立してしまう恐れがある。WTO 枠組みの中の孤立及び交渉過程における不利益を避ける視点からみれば、中国にとって、FTA 関係の構築が急務となっている。

さらに、中国の国内経済改革に伴い、失業や潜在的社会不安などにより、経済成長が国の最優先課題となり、持続的安定的な経済成長を遂げていくために、国際貿易の発展と直接投資の拡大はこれまでの経済成長を牽引する最重要要素として今後も引き続き期待される。安定的な国際経済協力関係は国内経済改革の要件となるといえる。

上述した中国の FTA 戦略の推進背景に基づき、さらに中国の FTA 戰略推進状況から中国 FTA 戰略の狙いがはっきり見えるようになる。すなわち、中国の FTA 戰略の狙いは、中国の持続的、安定的な経済発展戦略を遂行していくために、

-
- (48) 生物学者のダーウィン (Charles Robert Darwin) の生物進化論の一部分を受け経済学分野に死活的な「競争」の理論が世界の隅々まで浸透しているが、生物の世界をよく観察すれば、死活的な「競争」よりは多種多様の「棲み分け」的な分布・共存がもっとも普遍的な現象となっていることがわかる。国際経済関係、そして人間社会の国際秩序では、寧ろこの本当の生物社会の共通原理となる「棲み分け」の論理に従って対応して行かねばならないと思う。そうなれば世界の様々な分野においては死活的な「競争」ではなく、協調的な「棲み分け」的協調関係が生まれ始めるだろう。
- (49) 中国の経済現状からみれば、中国経済の市場化率がすでにかなり高い。中国については「市場経済」か、それとも「非市場経済化」か、という問題よりは「市場秩序」の問題が真の問題となっていると言えよう。

表 1 アンチ・ダンピングの被調査件数上位 5 カ国・地域
(1990~99 年)

(単位：件数)

国・地域	90 年	91	92	93	94	95	96	97	98	99	計
1. 中国	12	16	31	45	45	20	43	33	26	39	310
2. 米国	18	16	26	31	14	12	21	15	16	15	184
3. 韓国	11	12	25	17	8	14	11	15	24	34	171
4. 日本	13	18	14	11	7	5	6	12	13	23	122
5. 台湾	11	10	15	11	5	4	9	16	10	22	113

出所：「通商白書 2001」，p. 177

ASEAN, 日韓, 上海協力機構（インド, パキスタン, モンゴルを含む）など中国近隣の殆どの国をカバーするこれらの地域との FTA 関係を構築することによって、中国にとって長期安全, 安定的平和的な国際環境（安全網）を構築していくことである。広域な近隣地域内部の FTA 関係の構築を通して相互の経済的利益関係と相互の経済的依存関係を深めていく。これを通して近隣地域内部の相互信頼関係を醸成し、政治経済の全面的な安定と協力関係を構築させる。中国周辺における厚い「安全網」の構築によって、予見できる中国に対する包囲網戦略の形成を防げ、阻止する⁽⁵⁰⁾。さらに南米共同市場への協定関係を締結する提案は、①中国を近隣地域以外の地域にも開放する、②将来の全米地域の FTA 締結を想定して、アメリカを含む全米地域へアプローチする足かがりを作り、アメリカとの安定的な相互依存関係を図る、③経済的利益の近い国々と広い連携関係を作ることによって WTO 交渉において発言権を保ちルール作りの参加に有利な立場を固めることとなる、という三つの意味を持っていると思われる。

中国の FTA 戦略の狙いから、中国 FTA 戦略

(50) 中国にとって経済的利益を考慮していないことではない。国際政治的な不利益を最小化することによって、短期的に見れば経済の不利益が多少あるとしても、持続発展という長期的な視点からみれば経済的利益が大きいという結論に至るであろう。

思考について、経済的な利益を重視する日本の思考様式と比べれば、経済だけではなく国際政治的要素を強く意識することが特徴付けられる。ASEAN との FTA 交渉の例を見ると分かるように、日本の場合では中国と違い、やはり現に日本の企業が多く投資しているので、ASEAN に進出している企業がもっと自由にビジネスを開拓することができる方向へ、細かく分析・研究を行った上に、全体的な利益になるように ASEAN との統合（交渉）を慎重に進めている⁽⁵¹⁾ ことに對して、中国の場合は、政治的な判断を先行して、経済的な譲歩（目に見える経済的な利益の譲歩）をし、大胆且つスピーディーに推進している。

4. 中国 FTA 戦略推進のアプローチ

日本が二国間交渉を優先させるのに対して、中国はグループ全体との多国間交渉のアプローチを選んでいる⁽⁵²⁾。ASEAN との交渉開始、日中韓

- (51) 政治的な関係を日本はまったく視野に入れていないことはないが、ASEAN の経済統合の過程において時間的に中国より一步早く進めなくとも、結局、資本力と技術力の優位性を持つ日本企業の高いプレゼンスによって、日本の政治的存在を確立することができることで、間接的に中国の政治的な意図に対抗できると判断しているようである。
- (52) 日本の外務省と経済産業省との間でアプローチに関する主張について微妙に相互の違いがある。外務省が日・ASEAN の FTA/EPA では 2 カ国アプローチを主張するのに対して、経済産業省は ASEAN 全体及び ASEAN 域内とのバランスある推進を主張する。

FTA の提案、メルコスルへの提案構想などすべてこのアプローチを取っている。今後「上海協力機構」も FTA 方向へ進めていく可能性があると思う。交渉は初めての二国間交渉の特例になるか、あるいはインドが「上海協力機構」に加盟した後、機構加盟国として一括で交渉を始める可能性も残している。

中国が FTA 戦略を多国間一括交渉で推進するアプローチを選択する理由として、下記の四つが挙げられる。①中国は歴史的な好機を逃さず、有利な国際・国内環境の下で、国家安全保障に必要とされる FTA 関係の再構築を一日も早くしたい危機感がある。特に周辺諸国と安定的な平和関係を構築しなければいけない緊迫感が日本と違う。②2カ国交渉から始まることと比べれば、地域機構との交渉から進める場合は効果が大きい。地域範囲の多国間交渉は成果が「事半功倍」となる。③数が限られた多国間交渉の場合、相互の利害関係が二国間より複雑であるが、FTA 関係締結の前提が一致すれば、寧ろ相互の譲歩・調整・交渉が二国間より達成しやすい等である。

5. 中国 WTO/FTA 戦略の障害

1. 国内問題が実行段階から現れる可能性がある。中国の FTA 戦略が政治家の政治的な判断によって進められている特色があることで、政治的に判断をすれば、FTA 協定締結に向けて加速して行くこととなる。FTA 締結の交渉過程においては殆ど障害らしいものが存在しないと言える。障害となるものがあるとすれば、交渉過程ではなく、FTA 協定締結後、実行に移す過程にあると考えられる。日中両国の政策意志決定の特徴を比較すれば、両者がとても対照的なケースになることが多くあることが分かる。

日本の場合は、意志決定に時間がかかるケース

がある。その過程に、様々な勉強会、検討会、研究会を行い、関連する分野について細かい「計算」とシミュレーションを行う。さらに様々な予見されるケースに対する対応のマニュアルを作り、利害関係の事前折衝と調整はこの段階で終わらなければ意志決定の最終決定にはならない。意志決定の障害は決定されるまでの段階で処理される。ただ、一旦決定され、実施段階に移れば、障害がほとんどなくスムーズにマニュアル通りに進められていく場合が多い。これに対して、中国の場合では、戦略的な判断から意志決定が早い内に行われる。ただし、実施段階に移って初めて様々な障害が現れるようになるケースがよくある。一般的に、日中両者のケースを①日本の場合、意志決定が遅いが、実施に移ればスムーズに進められていく、②中国の場合、意志決定が早いが、実施に移れば徹底的に進まず遅くなる、と簡単に纏めることができる。

従って、中国の FTA 戦略の遂行障害が基本的には協定を実施する段階に移してから、次第に見えてくる。この場合、専門機構の設立とそれによる監督及び指導はとても重要な仕事となるであろう。

2. 国内の一部国際競争力の弱い産業及び育成しようとする産業への保護に関してどのように対応するかという課題である。特に域内の経済状況がかなり違い、ある産業が A 国に対して競争優位産業であるが、B 国に対して競争劣位産業となるかもしれない。さらに産業内貿易理論によって説明されている通り、同類製品の異質化戦略がどのように取られるかについては、工夫する必要がある。WTO 加盟前後のしばらくの間、中国国内では、優位産業と劣位産業を 2 カ国モデル的で教科書的な発想で、農業よりは労働力による加工業の方が国の経済的優位として絶対視する傾向が強く

見られていたが、中国にとって全体的に見てコストの高い農業にしても、多国間貿易のモデルにおいて、生存の余地はないことはなく、そして、異質性のある農業製品を作れば、発展していくはずである。なお、日本は地域の先進国として貿易障壁の撤廃よりは企業の域内展開にとってできるだけの投資自由化、金融自由化等の制度化を求めることになると思われるが、その場合、中国がどこまで日本と歩み寄るかは課題となるであろう。

3. 国内よりは国外（交渉相手）からの困難がさらに大きい。ASEAN との FTA 交渉の例をみれば、この課題が大きいと言える。中国との FTA について ASEAN では積極派、消極派及びその中間の立場を取る国々に分かれる。シンガポールとタイは割合積極的に対応している。中国の競争力に脅威を感じるが、FTA 締結によるチャンス及びメリットがもっと大きいとはっきり判断されているようである。他方、国内産業が中国の競争力から大きくマイナスの影響を受け、摩擦が起き、さらに多国籍企業の中国への移転を加速される懸念を持つ国が割合消極的な態度で対応している。マレーシア、インドネシア、遅れて ASEAN に加盟したベトナム、ミャンマー、カンボジアなどがある。フィリピンの場合は、一部の産業（特に農産業）は中国製品との競争準備が整っていないとの懸念、中国の自由貿易を支持するとの原則論、日本との FTA を優先すべきという意見、などは共に政府内に存在し、意見の不一致により対中 FTA の態度も積極と消極の中間にあると見られる。

中国の ASEAN との FTA 戦略の実現には、この課題をクリアするポイントは、まず消極派の懸念に対応し、それらの国を非消極的に変化させることにあると思われる。

IV. ASEAN+3 の課題と展望

2003 年 6 月 16~17 日に、ASEAN 外相会議がプノンペンで開催された。外相会議では、「ASEAN 経済共同体（AEC）」構想が打ち出され、2020 年をメドにモノやサービスに加えてヒトやカネまで域内移動を完全自由化する「ASEAN 経済共同体（AEC）」作りで合意した。構想は EU のアジア版を目指して、2020 年までに①モノ、サービス、投資、資本、熟練労働力などの域内移動を完全に自由化する、②域内通関手続きを統一する、③海外直接投資を誘致するため域内生産基盤を整備する、といった内容である⁽⁵³⁾。域内統合で先行する欧州、米州に対抗するため、日本、中国、韓国を加えた広域自由経済圏も視野に入れようである。

これによれば、ASEAN を推進役として進めている ASEAN+3 の地域統合のビジョンは、アジア版の EU であると言える。しかし、AEC に向けて ASEAN+3 諸国は相当努力が必要となり、時間もかなりかかると予想される。現在の状況から判断すれば、AEC のような本当の意味での ASEAN+3 地域統合に向いていくつかの段階を経過していく必要があるが、その最初のステップは ASEAN+X の FTA 締結である。ASEAN+X と言うことは、ASEAN がまず中国、日本と韓国とそれぞれ FTA を締結することである。そこで、ASEAN は東アジア地域経済統合のハブとして位置を固める。その次は日、中、韓が AFTA のように 3 カ国間の FTA を形成することである。それに連れて最終的に本格的な ASEAN+3 の経済共同体へと移行する。

(53) 「日本経済新聞」、2003 年 6 月。

ASEAN+3 の経済統合の中の日本と中国

2004 年 9 月現在、 ASEAN はすでに、中国との間で 2010 年までに FTA 交渉を完了すること、日本との間に 2012 年に FTA 交渉を完了すること、韓国との間で 2009 年に FTA 交渉を完了することについて合意した。

当該地域の相互間の関税及び非関税保護の度合いが依然相対的に高い状況から判断すれば、FTA による貿易創造効果が高いことが期待される。まだ、域内の経済格差が多く、産業レベル、所得レベルも格差が大きいということは、域内の産業補完関係が高いことを示唆している。更に人口の規模でみれば世界で最大の市場になる潜在力をを持つこともわかる。とにかく当該地域の FTA の締結による経済効果、域内厚生の向上には大きく期待できるといえよう。

日本・ASEAN の FTA 効果については、日本・ASEAN 経済連携強化専門家グループ報告書によれば、CEP 実現により、ASEAN 向け、日本向けの輸出はそれぞれ 27.5%、44.2% 増加する、GDP は ASEAN、日本でそれぞれ 1.99%、0.07% 増加する見込み（2020 の予測値を 1997 年基準で

比較したもの）である。GDP では約 1.1 兆円から 2 兆円の増加効果がある、これは年間 15 万人から 26 万人の雇用創出効果になると試算もある⁽⁵⁴⁾。

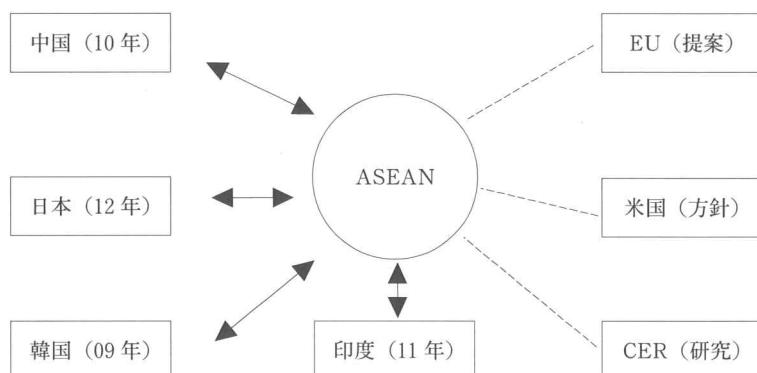
中国・ASEAN の FTA 効果については、ASEAN・中国経済協力専門家グループ報告書によると、ASEAN・中国で関税率がゼロに引き下げられた場合、ASEAN 6 の対中輸出が年間 130 億ドル（48.0%）、中国の対 ASEAN 6 の輸出が 106 億ドル（55.1%）増加、実質 GDP は ASEAN 6 が 0.86%、中国が 0.27% 増加の見込みである。

更に ASEAN+3 の経済統合の経済効果について、既に多くの研究報告も発表されて、ASEAN+3 の統合の経済効果が当該地域内の各種の FTA よりも一番大きいということはすべての研究報告によって推定されている。

ところが、ASEAN+3 の地域統合に向けてその展望をする場合、下記の幾つかの課題が残されていることを指摘しておきたい。

1. 日中韓 FTA が ASEAN+3 FTA の鍵となる。
日中韓 FTA に関する提案が中国から既にあった

図 6 アジアの FTA ハブとしての ASEAN



注：1. CER はオーストラリア、ニュージーランド。オーストラリアとニュージーランドはすでに経済関係強化貿易協定（ANZCERTA）のもとで連携している。
2. ←→ 線は、協定合意を示す。

(54) 「通商白書」(2003 年版)。

が、残念ながら、その実現が 2010 年以内には難しいように思われる。その理由として二つが挙げられる。一つ目は経済的な利害関係に対する認識のずれである。日中韓 3 カ国の経済関係の現状をみれば、実にお互いに高い依存関係が存在していると言うことは、世の中の常識となっているが、他方、補完的な経済関係の現状に対する認識よりは、お互いに潜在的な競争相手とする意識が寧ろ高いと言うことも事実である。つまり、マイナス面の影響を重んじるマイナス思考が、日中韓の経済連携効果を過小評価し、不利益面の影響を過大評価させてしまう。実際、日本と韓国が国内の農産業、労働集約型の製造業が、中国の競争力に対して大きな被害を受ける懸念が非常に強い。二つ目は、日中韓の相互信頼関係が形成されていない。相互の信頼関係の形成は日中韓 FTA 締結に向けて欠かせない要件であるが、相互の信頼関係を醸成するには、次の要件が必要である。すなわち、①日中韓間の歴史遺産問題への適格な処理、②朝鮮問題への適格な対応、③台湾問題への的確な対応などの課題が取り上げられる。

2. 日本の対応は日中韓 FTA の鍵である。当該地域の経済先進国として日本が重要なポジションを有している。資本力、技術力を持つ競争力のある日本企業が地域の産業提携関係の構築に大きなプレゼンスとなることが期待できる。しかし、ASEAN との FTA について日本がそもそも積極的に取り組んでいる状況ではなかったし、そして日中韓 FTA の提案に対しても日本が消極的であった。日本の消極的な対応の背景には、中国に対する政治的な不信感と経済的な潜在競争相手としての懸念がある。また、国内一部産業の被害による国内政治問題化への心配も残されている。さらに、中国のような経済発展レベルのまだ低い国との FTA は、内容的には地域及び世界の経済自由化

交渉のプロセスにおいてモデルとしての期待が薄いのではないかとの懸念がある。そうなると世界及び地域の FTA／EPA の流れにおいて日本がリードーシップを取ることは難しくなるとの判断もある⁽⁵⁵⁾。とにかく、日本側の消極的な対応が変化しない限り、日中韓の FTA の締結はできないし、ASEAN+3 の地域統合も進まないことだけは断言できる。中国・ASEAN の FTA 締結に向けた本交渉開始に対して、日本が ASEAN で既に構築された生産ネットワークのメリットを中国に取られることを懸念しあり、日本・ASEAN との FTA 締結に向けて作業を加速させた。この経緯を参考にすれば、日本の対応は外部の刺激によって変化することになると思われる。たとえば、中・ASEAN の FTA の進歩状況、または中韓間の FTA の動きなどは、日本の対応を変化させ、地域の FTA へと加速されることになるであろう。結論から言えば、この地域で日本抜きの FTA は考えられなく、日本は当該地域の FTA においてのキーパーソン的な存在である。

3. ASEAN+3 地域統合過程において、日本が域内の経済大国として牽引役または推進役を果たすかどうかは域内統合のスケジュールに大きな影響

(55) 日本は韓国との FTA に対して期待が高い。歴史的な歴史遺産の問題処理と歴史問題を起因とする政治的な相互不信という問題を除けば、日韓両国が共に OECD 加盟国として経済発展レベルが域内では一番高く、産業構造と産業成熟の面では共通性が多いし、域内で相対的な貿易と資本の自由化を達成している。また、経済政治体制も相似し、国際政治状況を見れば、共に米国の保護を受け、米国を中心とした防衛協力関係を持つ相手である。ということから、日本は制度上の調和が比較的容易な韓国との FTA／EPA の推進によって高いレベルの EPA の制度モデルをアジアに提供し、そしてアジアの域内統合をリードしていく思惑がある。ただ、韓国が日本の日韓 EPA-ASEANEPA の戦略構想に対して、日韓の EPA には、中国をも取り入れるよう主張している。

を与える。EU と NAFTA の地域統合の歴史過程をみればわかるが、域内経済大国の推進役としての役割が非常に重要である。ASEAN+3 地域統合についてみれば、日本がリーダーシップを取りたい意欲を示しているが、リーダーシップを取る役割がこれまで不十分であったことは事実である。すでに指摘した通り、アジア地域の国々が日本の経験に習い、輸出志向及び産業政策による国内産業育成の経済発展パターンを共有している。輸出の面では、域外の欧米市場に依存する共通の特徴を持っている。逆に輸入の面では高い対日輸入依存を共有し、経常収支の対米黒字と対日赤字構造は域内の決済通貨をして域外（米ドル）への依存度を高めさせている。それぞれのアジア諸国が為替リスクを低減するために為替制度の対米ペックを当然として制度化していた。日本は域内経済大国として、世界でアメリカに次ぐ第二位の経済規模を持ち、世界最大の資金供給国でありながら、域内の市場創出（提供）及び資本の安定供給をする役割を果たしていなかったため、域内のリーダーシップの地位を有していなかった。ある域内の経済的なリーダーシップは、自然に形成されたものである。その形成要素として、①域内の安定的な金融環境作りにプレゼンスできること、②域内生産活動の安定的で持続的な発展を牽引するためオーブンな大市場を提供できること、③域内共通制度形成の経験提供と調整能力、④政治的な相互信頼関係の構築能力の四つを挙げられる。この四つの要素から判断すれば、日本はこれからもクリアしなければいけないことが多い。その代わりに、経済的大国として急成長してきた中国はどうであるかを検討すれば、同じくまだ不十分であると言わざるをえない。結論から言えば、ASEAN+3 の域内統合という方向を一応関係諸国によって確認したが、その牽引役・推進役は基

本的には不在であることがアジアの現状である。そのため、関係国間の協力（特に日中の協力が不可欠な要素）によって共同で進めていくことがアジア（ASEAN+3）地域統合の基本的なアプローチであり、EU と NAFTA のような一つか二つの国によって牽引していく事情と違ってくる。今の状況から総合的に判断すれば、ASEAN+3 の地域統合は 2012 年前後になるかもしれないが、日本と中国のそれぞれの内外状況変化及び両国の協力関係の変化によって、加速されるか、または、さらに遅れるか、両方の可能性が否定できない。

4. 明確なビジョンと情報を共有するインフラが必要とされる。ASEAN+3 の域内統合の動きは、最初から何かビジョンを共有した上に出発したものではなく、関係諸国が様々な内外経済環境の下で、経済的に次善的に選択した結果であると言えよう。その内外経済的環境の中でもっとも重要な要素としては二つが挙げられる。一つはアジア通貨危機の発生。すでに検討した通りに、APEC と IMF に対する失望の結果、ASEAN+3 の協力の枠組みは次善的な選択として形成し制度化されてきた。もう一つは関係諸国が、世界の FTA の流れに遅れて、特に EU と NAFTA の域内経済連携を重視する動きによってそれ以上不利益を負わないような次善的選択で ASEAN+3 の連携を強化していくことを相互確認した。

アジア域内経済統合についてもちろん様々な提案は有ったが、アジア地域の特殊な環境によってなかなか共有されなかった。アジア地域の特徴として、①経済的な基礎条件、発展状況は国によって格差が大きい、②経済体制と政治制度及び社会構造の格差が大きい、③歴史的な問題によって残された負の遺産の処理に関する摩擦、領土の所有を巡る主権摩擦と政治的な相互不信が深い、④米国を核とする安全保障体系にある国々とそうでは

ない国々の間の安全保障体系の相互仮想敵的存在、⑤植民地から出発した強い「経済自立」志向と産業政策による自前産業育成・保護の志向、⑥輸出志向による経済開発志向と米欧を中心とする製品市場への依存、⑦日本の部品・資本財市場への依存、⑧決済手段の米ドル依存と為替制度の米ドルペッグがある。これらの要素からみれば、市場と金融、さらに安全保障までもアジア地域をサポートしているアメリカを含めた APEC という緩い経済連携は寧ろアジアの現状には合う枠組みであると言えるかもしれない。ところが、上述した二つの要素の影響で ASEAN+3 を次善的に選択した国々が「ASEAN+3」を目指す目標、そしてその目標にどのようなプロセスでアプローチしていくかという認識がすでに共有されているとは思えない。この設計作業はすでに開始したと思うが、加速しなければならない。共通のビジョンを形成するには、域内における情報共有のインフラと制度の整備は急を要する課題であろう。

5. アジア域内通貨は ASEAN+3 の必要用件ではない。ASEAN+3 地域統合に向けてアジア地域の共通通貨として AER を創設する必要があるという議論がよくある。EU を参考にすれば、ASEAN+3 地域統合の最終のゴール時点では、AER が創設されるかもしれないが、現在では AER 創設を工夫する必要はないと思う。少なくとも ASEAN+3 の FTA/EPA 締結がされるまでは AER 創設が不可能であり、要件でもない。現在 AER に関する議論の中で、円のアジア機軸通貨構想は主流となるが、円+元のアジア機軸通貨構想もある。円と元の通貨発行国の外貨保有、世界と地域への資金供給力などを根拠にして判断するものが多い。たとえ、アジア域内において将来 AER のようなアジア共通通貨が生まれるとすれば、それは円を機軸にするか、それとも円+元

を機軸にするかについては、それらの通貨の発行国の外貨保有量、世界と地域への資金供給力などの状況によってではなく、寧ろそれらの通貨発行国が地域にどれほどの市場を提供するかによって影響されるだろう。アジア共通通貨創設の議論の背景には、域内統合の経済的な取引コストを最小限に抑えられる効果があるという周知されている論理以外には、統合のプロセスにおいて如何に自国の利益を最大にし、統合のプロセスをリードしていくかという思惑がもっとも大きい。現実では、ASEAN+3 の統合のために高いプレゼンスを与えるものは、アジア共通通貨の創設よりは、相対安定的な域内通貨金融協力のシステムの構築であると言えよう。結論からいえば、ASEAN+3 の FTA へ向けた準備作業はこれからのことであり、その協定が締結するのは 2012 年頃になる可能性が高い⁽⁵⁶⁾。AFTA+3 FTA からさらに域内共通通貨が必要とされる高度な経済同盟まで成熟していくにはさらに長い歳月がかかると言えよう。

参考文献

- 「通商白書」(1999~2003 年版)、経済産業省(旧通商産業省)。
- 「JETRO 貿易投資白書」(1999~2002 年版)、JETRO。
- 「自由貿易と日本の選択報告書」、経済団体連合会・外務省・大蔵省・通産省、2000 年。
- 末広昭・山影進「アジア政治経済論——アジアの中の

(55) WTO は中国を「非市場国家」として指定している。中国に 10 年間の「猶予」期間を与えるような「監視」が解除されない限り、日本は中国を相手に本気で FTA 関係の交渉を始めないとだろう。これだけ見ても ASEAN+3 の準備期間が長引いていくと予測される。なお、2012 年は日本が ASEAN と約束した FTA へ移行する期限である。韓国と ASEAN の FTA 実現予定の 2009 年及び中国と ASEAN の FTA 実現予定の 2010 年より 2~3 年も遅れるので、韓国、中国、日本間の FTA の実現には、大きな障害がさらに残る可能性は低いと思う。

ASEAN+3 の経済統合の中の日本と中国

- 「日本をめざして」, NTT 出版, 2001 年。
- 青木健「AFTA (ASEAN 自由貿易地域) —— ASEAN 経済統合の実状と展望」, JETRO, 2001 年。
- 木村福成・鈴木厚「加速する東アジア FTA」, JETRO, 2003 年。
- 浦田秀次郎「FTA (自由貿易協定) ガイドブック」, JETRO, 2002 年。
- 山影進「ASEAN シンボルからシステムへ」, 東京大学出版会, 1997 年。
- 山影進「転換期の ASEAN —— 新たな課題への挑戦」, JIIA, 2002 年。
- 平川均・石川幸一「新・東アジア経済論」, ミネルヴァ書房, 2001 年。
- 世界銀行「東アジアの統合 —— 成長を共有するための貿易政策課題」, シュプリンガー・フェラーク東京, 2004 年。

初稿 2003 年 8 月
加筆 2004 年 9 月

(2004 年 10 月 6 日経済学会受理)